

# 有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 2013年4月 1日  
(第8期) 至 2014年3月31日

**ライフネット生命保険株式会社**

東京都千代田区麹町二丁目14番地2 麹町NKビル

(E26327)

# 目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	2
3. 事業の内容	3
4. 関係会社の状況	7
5. 従業員の状況	7
第2 事業の状況	8
1. 業績等の概要	8
2. 生産、受注及び販売の状況	13
3. 対処すべき課題	14
4. 事業等のリスク	16
5. 経営上の重要な契約等	21
6. 研究開発活動	21
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	22
第3 設備の状況	32
1. 設備投資等の概要	32
2. 主要な設備の状況	32
3. 設備の新設、除却等の計画	32
第4 提出会社の状況	33
1. 株式等の状況	33
2. 自己株式の取得等の状況	42
3. 配当政策	42
4. 株価の推移	42
5. 役員の状況	43
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	46
第5 経理の状況	53
1. 財務諸表等	54
(1) 財務諸表	54
(2) 主な資産及び負債の内容	74
(3) その他	75
第6 提出会社の株式事務の概要	76
第7 提出会社の参考情報	77
1. 提出会社の親会社等の情報	77
2. その他の参考情報	77
第二部 提出会社の保証会社等の情報	78
[監査報告書]	

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2014年6月18日
【事業年度】	第8期（自 2013年4月1日 至 2014年3月31日）
【会社名】	ライフネット生命保険株式会社
【英訳名】	LIFENET INSURANCE COMPANY
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼COO 岩瀬 大輔
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町二丁目14番地2麹町NKビル
【電話番号】	03-5216-7900（代表）
【事務連絡者氏名】	企画部長 森 亮介
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区麹町二丁目14番地2麹町NKビル
【電話番号】	03-5216-7900（代表）
【事務連絡者氏名】	企画部長 森 亮介
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	2010年3月	2011年3月	2012年3月	2013年3月	2014年3月
保険料等収入 (百万円)	591	1,765	3,720	5,915	7,537
資産運用収益 (百万円)	66	60	47	51	57
保険金等支払金 (百万円)	34	154	410	575	1,196
経常利益(△は経常損失) (百万円)	△1,032	△820	△687	△23	△2,258
当期純利益(△は当期純損失) (百万円)	△1,036	△834	△900	△126	△2,194
持分法を適用した場合の投資利益 (△は投資損失) (百万円)	—	—	—	—	△122
資本金 (百万円)	6,600	6,600	10,478	10,484	10,500
発行済株式総数 (株)	33,717	33,717	42,057,000	42,085,000	42,175,000
純資産額 (百万円)	10,122	9,292	16,159	16,071	13,935
総資産額 (百万円)	10,586	10,523	18,861	20,450	21,188
1株当たり純資産額 (円)	299.63	275.01	383.75	381.40	329.96
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり当期純損失金額) (円)	△30.75	△24.76	△26.37	△3.00	△52.11
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	95.4	88.1	85.6	78.5	65.7
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△1,230	△1,153	△799	△35	1,976
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	669	1,037	△6,881	△33	△1,933
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△26	△27	7,728	△5	22
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	523	380	428	353	418
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	55 (9)	65 (14)	73 (18)	87 (24)	88 (35)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 一般に、生命保険契約は長期間にわたり平準的に保険料を収受する一方で、契約前後の短期間に広告宣伝費・新契約査定費用等が集中的に支出されます。当社は依然として保有契約件数に対する新契約件数の割合が大きく、また、生命保険業という業種の特殊性から固定費の計上が多額になることから第4期から第8期にかけて、経常損失及び当期純損失を計上しております。

3. 保険料等収入、資産運用収益、保険金等支払金には、消費税等は含まれておりません。

4. 第4期及び第5期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、非上場であり期中平均株価が算定できないため、また、1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。第6期から第8期までの潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。
5. 自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
6. 第4期及び第5期の株価収益率については、非上場であるため、また、当期純損失であるため、記載しておりません。第6期から第8期までの株価収益率については、当期純損失であるため、記載しておりません。
7. 当社は2012年1月24日付で、株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。第4期及び第5期の1株当たりの指標については、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の数値を記載しております。
8. 従業員には、他社からの出向者を含んでおりません。また、カッコ内に有期の契約社員、派遣従業員等の平均雇用人員を外数で記載しております。

## 2【沿革】

2006年10月、創業者の出口治明と岩瀬大輔は「ふつうの消費者の視点に立った、まったく新しい生命保険会社を創りたい」という考えのもと、「ネットライフ企画株式会社」を設立しました。「正直に経営し、わかりやすく、安くて便利な商品・サービスの提供を追求する」ことを経営理念とする生命保険会社の設立を目指した準備会社です。「ネットライフ企画株式会社」設立以後の当社に係る沿革は、次のとおりです。

年月	事項
2006年10月	東京都港区赤坂に生命保険準備会社として「ネットライフ企画株式会社」を設立（資本金5,000万円）
2007年8月	本社を東京都千代田区麹町へ移転
2008年3月	「ライフネット生命保険株式会社」に商号変更
2008年4月	生命保険業免許取得
2008年5月	営業開始
2008年10月	定期死亡保険『かぞくへの保険』、終身医療保険『じぶんへの保険』の販売を開始
2008年11月	保険情報サイトを運営しているオンライン生命保険募集代理店を通じた販売を開始
2009年6月	付加保険料率（生命保険料のうち生命保険会社の運営経費にあたる付加保険料の割合）を全面公表
2009年8月	モバイルサイトでの生命保険申込み受け付けサービスを開始
2010年2月	保険比較サイト『保険市場』を運営する株式会社アドバンスクリエイトとの資本業務提携に合意
2010年12月	就業不能保険『働く人への保険』の販売を開始
2011年12月	保有契約件数5万件を突破
2012年3月	保有契約件数10万件を突破
2012年6月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2012年10月	スマートフォンでの生命保険申込み受け付けサービスを開始
2012年11月	定期療養保険『じぶんへの保険プラス』の販売を開始
2013年2月	医療保険の給付金請求における診断書提出を原則不要とし、簡易な請求プロセスを実現
2013年4月	保有契約件数15万件を突破
2013年9月	保有契約者数10万人を突破
2014年2月	Swiss Reinsurance Company Ltdと業務提携契約を締結
2014年3月	教保生命保険株式会社と韓国におけるインターネット生命保険会社設立に関する合弁契約を締結
2014年5月	保険金・給付金を最短2日でお支払いできる環境を整備
	保有契約件数20万件を突破
	医療保険の給付金請求手続きがウェブサイトから24時間可能となる環境を整備
	改定した定期死亡保険『かぞくへの保険』、終身医療保険『新じぶんへの保険』及び『新じぶんへの保険レディース』の販売を開始

### 3【事業の内容】

#### (1) 主な事業内容

当社は、相互扶助という生命保険の原点に戻り、「正直に経営し、わかりやすく、安くて便利な商品・サービスの提供を追求する」という経営理念のもと2006年10月23日に設立された、インターネットを主な販売チャネルとする生命保険会社です。保険業法に基づく免許・認可を得て2008年5月18日より営業を開始し、生命保険事業を営んでおります。主な事業内容は以下のとおりです。なお、当社は生命保険事業の単一セグメントとなっております。

##### ①保険引受業務

生命保険業免許に基づき、人の生存又は死亡に関して一定額の保険金等を支払うことを約し保険料を収受する保険の引受業務を営んでおります。

##### ②資産運用業務

保険業法、同法施行規則に定めるところにより、生命保険の保険料として収受した金銭その他の資産の運用業務を営んでおります。

#### (2) マニフェストを基軸とした経営

当社は、「正直に経営し、わかりやすく、安くて便利な商品・サービスの提供を追求する」という経営理念を「ライフネットの生命保険マニフェスト」として、経営の柱と位置付けております。インターネットの活用により、高い価格競争力と24時間いつでも申込み可能な利便性を両立するとともに、わかりやすい情報開示やメール・電話・対面での保険相談などを通じて、お客さまに「比較し、理解し、納得して」ご契約いただく透明性の高い生命保険の選び方を推奨し、「生命（いのち）のきずな＝ライフネット」を世の中に広げていきたいと考えております。

#### ライフネットの生命保険マニフェスト

「生命保険はむずかしい」 そう言われる時代は、もう、終りにさせたい

##### 第1章 私たちの行動指針

- (1) 私たちは、生命保険を原点に戻す。生命保険は生活者の「ころばぬ先の杖が欲しい」という希望から生れてきたもので、生命保険会社という、制度が先にあったのではないという、原点に。
- (2) 一人一人のお客さまの、利益と利便性を最優先させる。私たちもお客さまも、同じ生活者であることを忘れない。
- (3) 私たちは、自分たちの友人や家族に自信をもってすすめられる商品しか作らない、売らない。
- (4) 顔の見える会社にする。経営情報も、商品情報も、職場も、すべてウェブサイトで公開する。
- (5) 私たちの会社は、学歴フリー、年齢フリー、国籍フリーで人材を採用する。そして子育てを重視する会社にしていく。働くひとがすべての束縛からフリーであることが、ヒューマンな生命保険サービスにつながることを確信する。
- (6) 私たちは、個人情報の保護をはじめとしてコンプライアンスを遵守し、よき地球市民であることを誓う。あくまでも誠実に行動し、倫理を大切にします。

##### 第2章 生命保険を、もっと、わかりやすく

- (1) 初めてのひとが、私たちのウェブサイトを見れば理解できるような、簡単な商品構成とする。例えば、最初は、複雑な仕組みの「特約」を捨て、「単品」のみにした。
- (2) お客さまが、自分に合った商品を自分の判断で、納得して買えるようにしたい。そのための情報はすべて開示する。  
例えば、私たちの最初の商品は、生命保険が生れた時代の商品のように、内容がシンプルで、コストも安く作られている。そのかわり、配当や解約返戻金や特約はない。保険料の支払いも月払いのみである。このような保険の内容も、つつみ隠さず知ってもらおう。
- (3) すべて、「納得いくまで」、「腑に落ちるまで」説明できる体制をととのえていく。  
わからないことは、いつでも、コンタクトセンターへ。またウェブサイト上に、音声や動画などを使用して、わかりやすく、退屈させないで説明できる工夫も、十分にしていく。
- (4) 私たちのウェブサイトは、生命保険購入のためのみに機能するものではなく、「生命保険がわかる」ウェブサイトとする。

- (5) 生命保険は形の無い商品である。だから「約款」（保険契約書）の内容が商品内容である。普通のひとが読んで「むずかしい、わからない」では商品として重大な欠陥となる。誰でも読んで理解でき、納得できる「約款」にする。私たちは、約款作成にこだわりを持ち、全社員が意見をだしあって誠意をもって約款を作成した。
- (6) 生命保険は、リスク管理のための金融商品である。その内容について、お客さまが冷静に合理的に判断できる情報の提供が不可欠である。

### 第3章 生命保険料を、安くする

- (1) 私たちは生命保険料は、必要最小限以上、払うべきではないと考える。このため、さまざまな工夫を行う。
- (2) 私たちの生命保険商品は、私たち自身で作る私たちの手から、お客さまに販売する。だからその分、保険料を安くできる。
- (3) 保障金額を、過剰に高く設定しない。適正な金額とする。したがって、毎月の保険料そのものが割安となる。私たちのシミュレーションモデルは、残された家族が働く前提で作られている。「すべてのひとは、働くことが自然である」と考えるから。そのために、いざという場合の保険金額も、従来水準よりも低く設定されている。
- (4) 確かな備えを、適正な価格で。私たちの最初の商品は、シンプルな内容の「単品」のみである。良い保険の商品とは、わかりやすく、適正な価格で、いつでもフレンドリーなサービスがあり、支払うときも、あやまりなく、スピーディーであるかが、問われると考える。それゆえに、あれこれ約束ごとを含む、複雑な特約とのセット販売は行わない。
- (5) 事務コストを抑える。そのために、紙の使用量を極力制限する。インターネット経由で、契約内容を確認されるようにする。
- (6) 生命保険は、住宅の次に高い買物であると言われている。毎月の少しずつの節約が、長い人生を通してみると大きな差になることを、実証したい。
- (7) 生命保険料の支払いを少なくして、その分をお客さまの人生の楽しみに使える時代にしたいと考える。

### 第4章 生命保険を、もっと、手軽で便利に

- (1) 私たちの生命保険の商品は、インターネットで、24時間×週7日、いつでもどこでも、申し込める。
- (2) 印鑑は使わなくてもよくした。法令上必要な書類はお客さまに郵送し、内容確認の上、サインして返送していただく。したがって、銀行振替申込書以外、押印は不要となる。
- (3) 満年齢方式を採用した。誕生日を起点に、一年中いつでも同じ保険料で加入できるように。
- (4) 私たちの商品の支払い事由は、死亡、高度障害、入院、手術のように、明確に定められている。この定められた事由により、正確に誠実に、遅滞なく支払いを実行する。  
手術の定義も、国の医療点数表に合わせた。この定義の採用は、日本ではまだ少ない。わかりやすくなり、「手術か、そうでないか」の議論の余地が少なくなる。なお、従来の生命保険では、88項目の制限列挙方式が主だった。
- (5) 私たちは「少ない書類で請求」と「一日でも早い支払い」を実現させたい。そのために、保険金などの代理請求制度を、すべての商品に付加した。また、お客さまからコンタクトセンターにお電話いただければ、ただちに必要書類をお送りできる体制にした。そして、保険請求時の必要書類そのものを最小限に抑えた。このようなことが可能になるのも、生命保険の原点に戻った、シンプルな商品構成だからである。

このマニフェストを宣言で、終らせません。行動の指針とします。  
私たちの出発を、見つめていてください。

### (3) 商品構成

当社が現在販売する生命保険商品は、以下の4種類となっております。インターネットを通じてお客さまに「比較し、理解し、納得して」ご契約いただきたいという考えのもと、いずれの商品も複雑な特約や配当をなくした、シンプルでわかりやすい保障内容となっております。また、いずれも個人保険（個人向け保障性商品）であり、個人年金保険・団体保険・団体年金保険等の取扱いはありません。

#### ①『かぞくへの保険』：定期死亡保険（無配当・無解約返戻金型）

万が一（死亡、所定の高度障害状態）の場合に、保険金を受け取ることができる保険です。ライフステージごとに保障を見直しやすく、小さい保険料で大きな保障が用意できる「定期型」であり、保険期間は、年齢に応じて「10年」、「20年」、「30年」、「65歳満了」、「80歳満了」から選択することができます。

#### ②『新じぶんへの保険』、『新じぶんへの保険レディース』：終身医療保険（無配当・無解約返戻金型）（2014）

『新じぶんへの保険』は、日帰り入院から給付金を受け取ることができる医療保険です。加入時の保険料が変わらず、一生生涯保障が続く「終身型」で、保障内容に応じて、「エコノミーコース」、「おすすめコース」を設けております。いずれのコースにおいても、入院給付金は1入院の支払限度日数は「60日」とし、入院給付金日額は「5,000円」、「8,000円」、「10,000円」、「12,000円」、「15,000円」の中から選ぶことができ、手術給付金は入院給付日額の10倍を受け取ることができます。また、「おすすめコース」は、がんや先進医療に対する保障を充実させた内容となっています。さらに、これらの保障内容に加え、女性特有の病気には女性入院給付金を上乘せして受け取ることができる当社初となる女性専用の医療保険『新じぶんへの保険レディース』もご用意しました。

#### ③『じぶんへの保険プラス』（がん・先進医療保障付き）：定期療養保険（無配当・無解約返戻金型）

病気やケガで入院したときや入院前後に外来療養を受けたときに、公的医療保険における医療費の自己負担分に連動して給付金を受け取ることができる医療保険です。また、がんと診断されたときや継続的にがんの治療を受けた場合に一時金、先進医療を受けた際にも技術料と同額の給付金を受け取ることができます。保険期間10年の「定期型」で、最長70歳まで更新できます。

#### ④『働く人への保険』：就業不能保険（無配当・無解約返戻金型）

病気やケガで長期間働けずに収入が途絶え、生活を維持できなくなるリスクに備える保険です。所定の就業不能状態となった場合に、就業不能給付金を毎月受け取ることができます。保険期間の満了は65歳となっております。

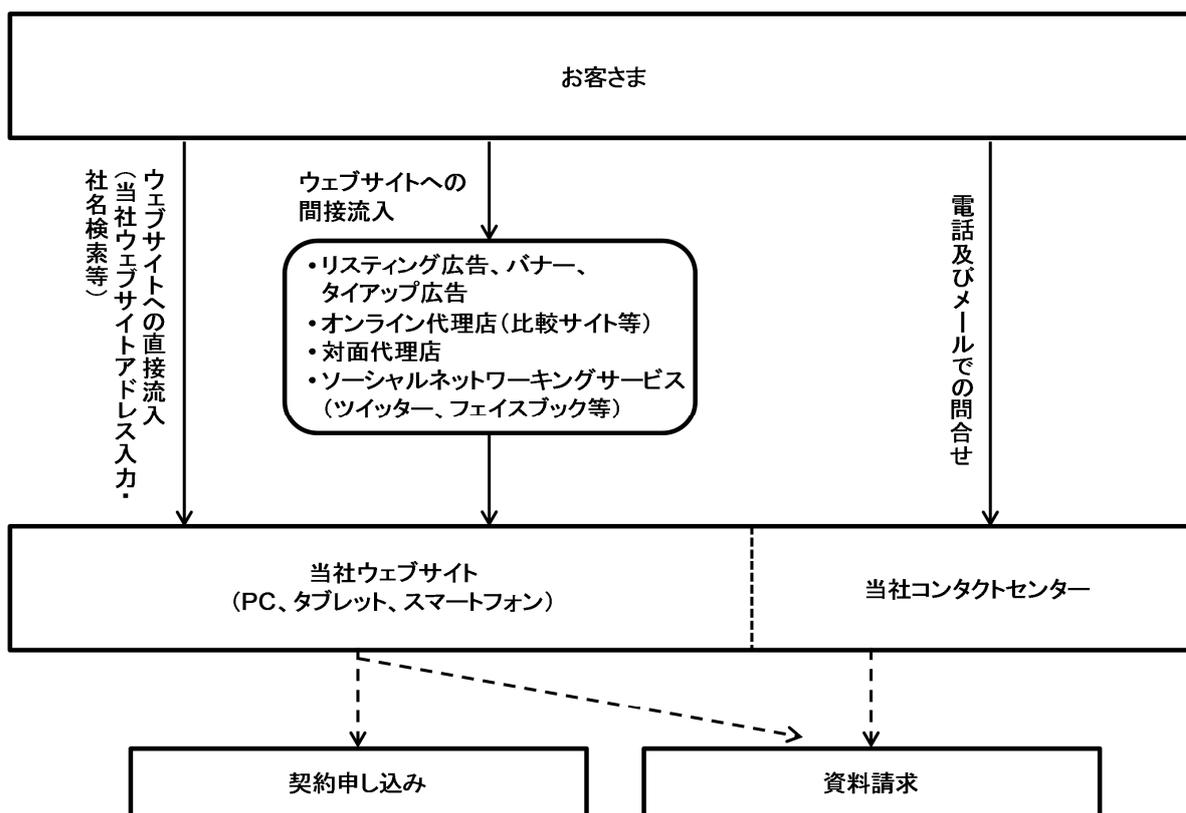
### (4) 販売チャネル

当社は、インターネットを主な販売チャネルとする生命保険会社です。インターネットを活用することにより、営業職員や店舗の維持等に係る経費（販売経費）を抑えられることから、営業職員を主体とする従来の生命保険会社と比べ、相対的に低廉な保険料での商品提供が可能となります。

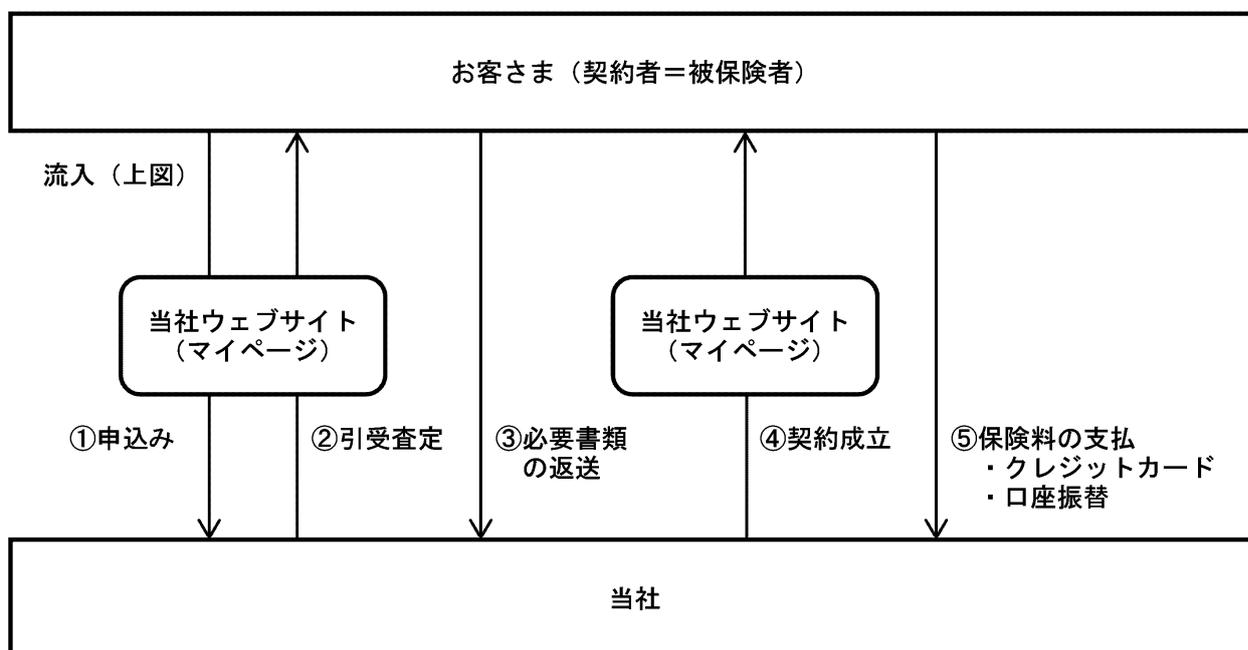
また、当社の唯一の店舗であるウェブサイトでは、商品内容の説明に加え、「よく分かる生命保険の基礎知識」、「よくあるご質問」、当社をご理解いただく「ライフネット生命のココが知りたい」、簡単な質問に答えるだけでぴったりの保険が見つかる「あなたにぴったりのプラン選び」などの各コンテンツの工夫により、初めて訪れるお客さまにもわかりやすい説明を心がけております。また、保険料の内訳（付加保険料）の開示など、参考情報の開示も促進しております。

さらに、当社のターゲットである多忙な子育て世代のお客さまが、じっくりと「比較し、理解し、納得して」生命保険をご契約いただけるよう、24時間いつでもインターネット上で見積りや申込みが可能です。加えて、コンタクトセンターの利便性向上（平日22時、土曜日は18時まで営業）、ふれあいフェア（お客さまとの集い）の定期開催、ソーシャルメディアを活用したお客さまとの対話、経営陣による全国各地での講演活動など、顧客接点の充実化に取り組んでおります。

[お客様の当社ウェブサイト及びコンタクトセンターへのアクセス経路]



[保険引受及び保険料収納の流れ]



#### 4【関係会社の状況】

関連会社は次のとおりです。

2014年3月31日現在

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合	関係内容
教保ライフプラネット生命保険株式会社	大韓民国ソウル市	320億ウォン	生命保険業	34.0%	海外の関連会社として生命保険業を営んでおります。(役員兼任1名)

(注)2014年5月28日付けで、議決権の所有割合は、25.5%となりました。

#### 5【従業員の状況】

##### (1) 提出会社の状況

2014年3月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)
88(35)	37.7	3.9	7,673,269

- (注) 1. 従業員には、他社からの出向者を含んでおりません。また、カッコ内に有期の契約社員、派遣従業員等の平均雇用人員を外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。
3. 当社の事業セグメントは、生命保険事業の単一セグメントであるため、セグメント別に従業員数を記載していません。

##### (2) 労働組合の状況

当社に労働組合はありませんが、労使関係は良好です。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当事業年度の国内経済は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要が強まるとともに、家計所得や投資が増加し、企業収益が改善するなど、緩やかな回復基調が続いております。

生命保険業界におきましては、医療保険及び終身保険の好調を受けて、新契約件数及び保有契約件数は増加しております。また、近年は死亡保障を抑えて医療保障を充実させる傾向にあります。さらに販売チャネルの多様化が進むとともに、各生命保険会社が、保険料率の改定、新商品の開発、お客さまサービスの充実化等に取組むなど、引き続き厳しい競争が続いております。

このような状況の中、当社は、相互扶助という生命保険の原点に戻り、「正直に経営し、わかりやすく、安くて便利な商品・サービスの提供を追求する」という経営理念のもと、インターネットを主な販売チャネルとする生命保険会社として、開業から6年目を迎えました。高い価格競争力と24時間いつでも申込み可能な利便性を両立することにより、引き続きお客さま視点でのサービスの提供に努めました。

当事業年度における具体的な取組み及び成果は、以下のとおりです。

#### (契約の状況)

当事業年度の新契約件数は、前事業年度比76.2%の46,237件となりました。当事業年度は、2014年2月12日に保有契約件数20万件を達成するとともに、当事業年度末時点の保有契約件数は、前事業年度末比119.9%の202,963件、保有契約の年換算保険料は、前事業年度末比117.5%の8,077百万円となりました。また、当事業年度の解約失効率は、6.6%（前事業年度6.4%）となりました。

#### ○保有契約件数の推移（件）



○新契約の状況

(単位：百万円)

区 分	2012年度	2013年度	前事業年度比
申込件数	88,250件	63,544件	72.0%
新契約件数	60,685件	46,237件	76.2%
新契約金額(新契約高) <sup>(注)</sup>	448,728	309,710	69.0%
年換算保険料	2,409	1,707	70.9%
うち医療保障・生前給付保障等	1,204	895	74.3%

(注) 新契約金額(新契約高)は死亡保障額の合計であり、第三分野保険の保障額を含みません。

○保有契約の状況

(単位：百万円)

区 分	2012年度末	2013年度末
保有契約件数	169,312件	202,963件
内訳：「かぞくへの保険」(定期死亡保険)	90,407件	104,604件
内訳：「じぶんへの保険」(終身医療保険)	52,942件	61,700件
内訳：「じぶんへの保険プラス」(定期療養保険)	4,968件	12,504件
内訳：「働く人への保険」(就業不能保険)	20,995件	24,155件
保有契約金額(保有契約高) <sup>(注)</sup>	1,480,395	1,702,381
年換算保険料	6,875	8,077
うち医療保障・生前給付保障等	2,992	3,613
保有契約者数	103,816人	121,745人

(注) 保有契約金額(保有契約高)は死亡保障額の合計であり、第三分野保険の保障額を含みません。

(収支の状況)

当事業年度の保険料等収入は、保有契約件数の増加に伴い、前事業年度比127.4%の7,537百万円と増加しました。また、資産運用収益は、前事業年度比111.2%の57百万円となりました。その他経常収益は、7百万円となりました。この結果、当事業年度の経常収益は前事業年度比127.2%の7,603百万円となりました。

保険金等支払金は、保有契約件数の増加に加え、定期死亡保険「かぞくへの保険」の保険金の支払いが増加したことなどにより、前事業年度比207.9%の1,196百万円と大幅に増加しました。保険金及び給付金支払額の保険料に占める割合は、前事業年度の8.9%から15.0%に増加しました。責任準備金等繰入額は、前事業年度比191.6%の3,072百万円となりました。なお、前事業年度に責任準備金の算出方法を変更したことにより、前事業年度の責任準備金繰入額は従来の算出方法より501百万円減少しております。事業費は、広告宣伝費をコントロールしたことなどにより、前事業年度比83.0%の4,131百万円となりました。事業費のうち、広告宣伝費を中心とした営業費用は前事業年度比70.6%の1,948百万円、保険事務費用は前事業年度比111.3%の612百万円、システムその他費用は前事業年度比94.3%の1,570百万円となりました。新契約1件当たりの営業費用は、前事業年度の45,513円から減少し、42,148円となりました。

また、保険業法第113条繰延資産償却費は、1,060百万円となりました。これは、2012年度までに計上した保険業法第113条繰延資産を、開業10年目である2017年度まで均等償却することによるものです。なお、2012年度は保険業法第113条に基づき、事業費の一部である2,701百万円を繰延べましたが、開業から6年目となる当事業年度以降は新たに繰延べを行うことができません。

これらにより、当事業年度の経常費用は前事業年度比164.4%の9,861百万円となりました。

以上の結果、当事業年度の経常損益は、事業費の繰延べができないことなどにより、前事業年度の23百万円の経常損失から、2,258百万円の経常損失となりました。なお、保険業法第113条繰延資産の繰延額及び償却費を考慮する前の経常損失は、前事業年度の1,664百万円から縮小し、1,198百万円となりました。当期純損失は、前事業年度の126百万円から、2,194百万円となりました。

○収支の状況

(単位：百万円)

区 分	2012年度	2013年度	前事業年度比
経常収益	5,976	7,603	127.2%
保険料等収入	5,915	7,537	127.4%
資産運用収益	51	57	111.2%
その他経常収益	9	7	82.0%
経常費用	5,999	9,861	164.4%
保険金等支払金	575	1,196	207.9%
責任準備金等繰入額	1,603	3,072	191.6%
うち危険準備金繰入額	268	169	63.2%
資産運用費用	0	0	32.0%
事業費	4,976	4,131	83.0%
営業費用	2,761	1,948	70.6%
保険事務費用	550	612	111.3%
システムその他費用	1,664	1,570	94.3%
その他経常費用	1,544	1,461	94.6%
うち保険業法第113条繰延資産償却費	1,060	1,060	100.0%
保険業法第113条繰延額	△2,701	—	—
経常損失(△)	△23	△2,258	—
当期純損失(△)	△126	△2,194	—
基礎利益	244	△2,089	—
(参考) 保険業法第113条繰延資産考慮前経常損失(△)	△1,664	△1,198	—

(保険金等の支払いの状況)

当事業年度にお支払いした保険金等は、4,622件、1,124百万円となりました。内訳は、保険金44件、701百万円、給付金4,578件、423百万円です。

当社は、「ライフネットの生命保険マニフェスト」において、生命保険会社の最も重要な社会的責務である保険金等の支払いを「正確に、遅滞なく」実行することを目指すとともに、保険金等の支払いに必要な書類の会社到着から原則5営業日以内に、指定口座に保険金等をお支払いしております。事実の確認や請求書類の不備の補充に要した日数を除き、当事業年度において支払いに要した平均営業日数は3.51日となり、引き続き迅速な支払いの実現に努めております。

また、申込みを検討しているお客さまの不安や疑問を解消するために、2014年1月27日からは「給付金請求者のホンネ」として、実際に給付金を受け取ったご契約者さまの感想をウェブサイトで紹介しております。

○保険金等の支払いの状況

(単位：百万円)

区 分	2012年度	2013年度	前事業年度比
保険金及び給付金支払件数	2,356件	4,622件	196.2%
保険金支払件数	18件	44件	244.4%
給付金支払件数	2,338件	4,578件	195.8%
保険金及び給付金支払額	520	1,124	215.9%
保険金支払額	286	701	245.1%
給付金支払額	234	423	180.4%

(お客さまの声の状況)

当事業年度の総相談件数は、63,624件、苦情件数は1,154件となりました。

当社は、「お客さまの声」を、保険商品・サービスをお客さまにとってより魅力あるものにしていくための貴重な経営資源としてとらえ、全社的に収集・管理・分析の上、サービスの継続的改善とお客さま満足度の向上を図るため、日々の事業運営に反映しております。また、当社のコンタクトセンターとウェブサイトは、2013年11月に、HDI-Japanが主催する2013年度「HDI問合せ窓口格付け（生命保険業界）」において、2年連続で3つ星をダブル受賞しました。

○お客さまの声の状況

(単位：件)

区 分	2012年度	2013年度	前事業年度比
お客さまからの総相談件数	69,761	63,624	91.2%
苦情件数	607	1,154	190.1%

(資産運用の状況)

当事業年度においても、関連会社及び資本業務提携目的の株式を除く運用資産の全てについて、国債を中心とした高格付けの公社債などの円金利資産による運用を継続しました。このように、リスクを限定した方針に基づき資産運用を行っているため、現状では当社の運用収益に対するマクロの運用環境の変化による影響は限定的であると認識しております。また、外国債券への投資等の今後の資産運用の多様化に備えて、当事業年度に金銭の信託を設定しました。なお、資本業務提携を目的として従来から保有している当社の保険募集代理店である株式会社アドバンスクリエイトの株式に加え、2013年9月から韓国の教保生命保険株式会社と合併で設立した教保ライフプラネット生命保険株式会社の株式を保有しております。

以上の運用方針の下、当事業年度末の総資産は21,188百万円（前事業年度末 20,450百万円）、このうち、預貯金、金銭の信託に有価証券を加えた運用資産残高は15,573百万円（前事業年度末 13,841百万円）となりました。また、当事業年度における運用資産全体に対する利回りは0.40%となるとともに、当事業年度末の有価証券の修正デュレーションは、長期債への投資により、前事業年度末の約2.20年から約3.49年となりました。

#### (その他の成果)

当事業年度においては、2013年4月25日に、スイスの再保険会社であるSwiss Reinsurance Company Ltdと業務提携契約を締結しました。インターネットによる生命保険事業に加え、商品開発や引受査定などの分野におけるノウハウの共有や人材交流など、両社の業務拡大に資する提携策を実現するために、共同で戦略提携委員会を設立して協議を進めております。これに伴い、Swiss Reinsurance Company Ltdは、5,683,900株を保有する当社の筆頭株主となりました。

また、韓国の手前生命保険会社の教保生命保険株式会社との合弁会社である教保ライフプラネット生命保険株式会社が、韓国金融委員会から生命保険業の免許を取得し、2013年12月2日に開業しました。韓国の生命保険市場は、保険料収入ベースで世界第8位（出所：スイス・リー シグマ調査（No 3/2013））の規模を有するとともに、近年は規制緩和等に伴いチャネルの多様化が進むなど、大きな変革のときを迎えていることもあり、そこにはビジネスチャンスがあると考えております。教保ライフプラネット生命保険株式会社は、2016年末までの保有契約件数10万件を目標として、韓国のネット生保におけるリーディングカンパニーを目指します。なお、教保ライフプラネット生命の保有契約件数は、2013年12月末現在で444件となりました。

さらに、2014年2月3日から、お客さまがよりわかりやすく、より便利に保険を検討することができるように、3分間で最適な保険が見つかる「あなたにぴったりのプラン選び」ツールの提供を開始するとともに、保険プランナーによる無料保険相談サービスを開始しました。これらは、「保険をどう選んでいいかわからない」、「相談して保険を選びたい」というお客さまの声にお応えしたことによるものです。このように、ネット生保としての利便性の向上も実現しました。

2013年4月と10月には、スマートフォンサイトのリニューアルを実施するとともに、6月には新機能「iPad<sup>1</sup>向け電子版パンフレット」の導入など、iPad向けのサービスを強化しました。健康状態等の詳細な告知の必要があるお客さまの申込みへの対応や、スマートフォンサイトとパソコン版ウェブサイトの申込受付システムの共通化による相互連携の強化、ご契約者さま向けの契約内容の確認や各種変更手続きを行う「マイページ」の機能の拡充など、パソコンやスマートフォン等のデバイスから、24時間いつでも、より便利にお手続きが可能となりました。このような改善を続けている当社のスマートフォンによる生命保険申込みサービスは、世の中に新たな生命保険の検討・加入方法を提供したことが評価され、「2013年度グッドデザイン賞」を受賞しました。

ウェブサイトにおいては、お客さまの不安を取り除き、疑問を解消するために、コンテンツとして「ライフネット生命のココが知りたい！」を新設しました。当社の会社概要や生命保険を選ぶポイント、さらには商品の概要から保険金等のご請求までの代表的な質問に対し、当社の役職員が回答することで、「顔が見えない」というお客さまの不安を取り除くとともに、保険申込みへの疑問を解消できるコンテンツです。

第4四半期に行った契約者アンケートでは、お客さまが生命保険を検討する際に重視するものの第1位は「保険料の安さ」となり、ライフネット生命への見直しにより保険料が削減できたお客さまは、月平均9,014円（年間108,168円相当）を削減したという結果となりました。

(注) 1. iPadはApple Inc. の商標です。

#### (財政状態)

当事業年度末の総資産は、21,188百万円（前事業年度末 20,450百万円）となりました。主な勘定残高は、資産運用の多様化の一環として新たに設定した金銭の信託が1,000百万円となりました。また、高格付けの公社債を中心とする有価証券は、14,154百万円となりました。このうち、韓国の教保生命保険株式会社との合弁会社である教保ライフプラネット生命保険株式会社への投資により、外国証券は764百万円となりました。保険業法第113条繰延資産は、償却により、4,240百万円に減少しました。

負債は、保有契約件数の増加に伴い責任準備金が増加したことから、7,252百万円（前事業年度末4,379百万円）となりました。主な勘定残高は、責任準備金6,240百万円（うち、危険準備金 1,167百万円）、支払備金375百万円となりました。

純資産は、当期純損失の計上に伴い、13,935百万円（前事業年度末 16,071百万円）と減少しました。

当事業年度末のソルベンシー・マージン比率は、1,922.2%（前事業年度末 2,266.0%）となり、充分な支払余力を維持しております。

○資産、負債及び純資産の状況

(単位：百万円)

区 分	2012年度末	2013年度末
資産	20,450	21,188
うち金銭の信託	—	1,000
うち有価証券	13,488	14,154
国債	7,331	6,636
社債	5,982	6,547
株式	174	206
外国証券	—	764
うち保険業法第113条繰延資産	5,300	4,240
負債	4,379	7,252
うち支払備金	265	375
うち責任準備金	3,278	6,240
うち危険準備金	997	1,167
純資産	16,071	13,935
ソルベンシー・マージン比率	2,266.0%	1,922.2%

(2) キャッシュ・フロー

①営業活動によるキャッシュ・フロー

当事業年度における営業活動によるキャッシュ・フローは、保険金等の支払いが増加したものの、保険料等収入が増加したことに加え、事業費を適切にコントロールしたことから、1,976百万円の収入（前事業年度35百万円の支出）となり、2008年度の開業以来初めて、年度ベースで黒字を計上しました。

②投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動によるキャッシュ・フローは、金銭の信託を設定したことにより、1,933百万円の支出（前事業年度33百万円の支出）となりました。

③財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動によるキャッシュ・フローは、新株予約権の行使による株式発行により、22百万円の収入（前事業年度5百万円の支出）となりました。

④現金及び現金同等物

以上の結果、現金及び現金同等物の当事業年度末残高は、418百万円（前事業年度末353百万円）となりました。

(単位：百万円)

	2012年度	2013年度
営業活動によるキャッシュ・フロー	△35	1,976
投資活動によるキャッシュ・フロー	△33	△1,933
財務活動によるキャッシュ・フロー	△5	22
現金及び現金同等物期首残高	428	353
現金及び現金同等物期末残高	353	418

2【生産、受注及び販売の状況】

生命保険業においては、該当する情報がないため記載しておりません。

### 3【対処すべき課題】

当社は、2013年5月に開業から5年を迎え、新たな成長ステージに移行するために、以下の事項を骨子とした中期計画を策定しました。

#### ○中期計画の骨子

LIFENET2015	新しい商品・サービスの提供を通じて生命保険の未来を創り出す「変革者」として、ステークホルダーの共感を集め、ネット生保 No. 1の持続的成長を実現する
経営目標	2015年度における経常収益150億円及び黒字化 <sup>1</sup> の達成
重点領域	1. 保険料収入（トップライン）の持続的成長 2. 生産性の向上 3. 生命保険の「変革者」（フロントランナー）を志向
内部管理態勢	リスク管理の高度化とリスクベースの経営管理に向けた基盤づくり

(注) 1. 保険業法第113条繰延資産償却費考慮前経常損益ベース

以上の中期計画の背景にある当社が対処すべき課題として、主に以下の事項を認識しております。

#### ・保険料収入（トップライン）の持続的成長

当社は、2008年5月の開業時に掲げた経営目標である「開業5年以内に保有契約件数15万件以上」を2012年11月に達成するとともに、保有契約件数は2014年2月に20万件を突破することができました。エンベディッド・バリュー及び新契約価値の成長を通じた企業価値向上のために、保険料収入を持続的に成長させることが重要であると認識しております。そのために、新契約件数の成長性を取り戻すことが不可欠であることから、2014年5月の定期死亡保険「かぞくへの保険」の商品改定及び終身医療保険の新商品「新じぶんへの保険」、「新じぶんへの保険レディース」の発売を幅広く訴求するとともに、さらなる認知度の向上に加え、顧客層の変化を踏まえた信頼度の向上に努め、安心して保険を申込みいただけるような様々な施策に取り組んでまいります。また、保険プランナーによる相談窓口の設置や「あなたにぴったりのプラン選び」ツールの提供などをはじめ、コンタクトセンターやウェブサイトを通じて、潜在的なお客さまに対する申込みまでのフォロー施策の強化を進めます。

#### ・事業費効率の継続的改善

生命保険業では一般的に、長期間にわたり平準的に保険料を収受する一方、契約前後の短期間に広告宣伝費、代理店手数料、契約査定費用などのコストが集中的に支出されることから、新設会社は会計上の損失が生じやすく、開業6年目の当社も経常損失を計上しております。経営基盤を早期に安定させるという観点から、保険料収入の成長に加えて、インターネットを活用したビジネスモデルの利点を活かした事業費効率の継続的改善を進めるとともに、適切なコスト管理を実行できる態勢の強化に努めることで、会計損益の黒字化を目指します。

#### ・わかりやすく便利なお客さまサービスの追求

当社は開業以来、1) コンタクトセンターの平日夜10時までの営業、2) 携帯電話やスマートフォンからの申込みの開始（携帯電話による申込みは、2014年3月末で終了）、3) ご契約確認及び請求勧奨のための「ライフネット生命レター」の送付など、マニフェストに基づき、わかりやすく便利なお客さまサービスを追求してまいりました。特に、保険金等のお支払いに関しては、生命保険会社の最も重要な社会的責務であることを認識し、1) 給付金請求の際に必要な医師の診断書の原則廃止、2) 保険金・給付金のお支払いを最短2日に短縮、3) ウェブサイトからの給付金請求手続きの実現など、確実なお支払いを前提として、創意工夫を継続しております。今後も、これまでの常識にとらわれない利便性の高いサービスの提供を通じて、生命保険の変革者（フロントランナー）となることを目指します。

#### ・変化する競争環境への対応

販売チャネルの多様化が進む生命保険業界において、インターネットによる生命保険の販売は、近年、新規参入が相次ぐなど競争が激化しております。その一方で、競争の激化により、インターネットを通じてお客さまが生命保険を契約することがより一般化し、ネット生保の市場が拡大する効果も期待できます。また、インターネット以外の販売チャネルでも、従来と比較して低価格の生命保険を販売する動きが広がっております。さらに、スマートフォンやタブレットなどの様々なデバイスの急速な普及に伴い、各デバイスへの最適化戦略も不可欠となっております。当社は、これらの競争環境の変化に対応するために、先駆者としての知見を活かしながら、新たな取組みを行うことにより、ネット生保業界をリードしていくことを目指します。

#### ・リスク管理の高度化とリスクベースの経営管理に向けた基盤づくり

生命保険という公共性の高い事業を営む上で、経営に関する多様なリスクを統合的に管理することは、契約者の保護はもとより、生命保険事業の安定性・成長性を左右する重要な経営課題であると認識しております。今後、当社は、経営管理強化の一環として、当社の規模や特性、さらに経営状況に応じたリスク管理態勢の構築及び継続的な改善を推進することにより、リスクベースの経営管理基盤の段階的な高度化を図ります。

以上の対処すべき課題に対して、「正直に経営し、わかりやすく、安くて便利な商品・サービスの提供を追求する」という理念に基づき、取組みを推進します。

#### 4【事業等のリスク】

当社の財務内容、業績など、投資家の判断に重要な影響を与える可能性のあるリスクには、主に以下のようなものがあります。当社は、これらのリスクを認識した上で、事態発生回避及び発生した場合の迅速かつ適切な対応に努めます。なお、本項における将来に関する事項は、別段の表示がない限り、本有価証券報告書提出日現在において当社が判断したものです。

##### ①生命保険業界全般に係るリスク

###### (a) 法規制に係るリスク

当社は、保険業法の規定による生命保険業免許を受けた保険会社であり、金融庁による包括的な規制等の広範な監督下にあります。保険会社に適用される法規制の改正は、当社の保険販売に影響を及ぼし、コンプライアンス・リスクを高めるとともに、法規制に対応するための予せぬ追加コストの発生により当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

保険業法及び関連規制の主たる目的は、保険契約者を保護することです。保険業法には、保険会社の資産運用の種類や規模の制限や、自己資本の充実に図るためのソルベンシー規制などが規定されています。このソルベンシー規制によると、国内の保険会社は、ソルベンシー・マージン比率を200%超に維持するよう要求されていますが、今後、リスク計量の厳格化を含む諸規則等の改正が行われた場合、当社のソルベンシー・マージン比率も減少する可能性があります。

また、保険監督者国際機構（International Association of Insurance Supervisors：以下、「IAIS」）は、ソルベンシー評価の新基準の検討を行っており、IAISのソルベンシー評価の影響を受けて金融庁が新たなソルベンシー規制を導入した場合、当社のソルベンシー・マージン比率に悪影響を及ぼす可能性があります。

さらに、保険業法は、内閣総理大臣（原則として金融庁長官に権限委任。以下同じ）に対して、免許取消しや業務停止、報告徴求、会計記録に関する厳格な立入り検査の実施など、保険業に関する広範な監督権限を与えています。特に、保険業法その他の法令は、これに基づく処分並びに、定款、事業方法書、普通保険約款、保険料及び責任準備金の算出方法書などの基礎書類に定めた事項のうち特に重要なものに違反した場合、免許に付された条件に違反した場合又は公益を害する行為をした場合、保険業法第133条第1項に基づき内閣総理大臣は当社の免許を取り消すことができると定めています。仮に、当社の免許が取り消されることになれば、当社は事業活動を継続できなくなり、解散することとなる可能性があります。

###### (b) 会計基準の変更に係るリスク

保険業法及び関連する規制・ガイドラインは、責任準備金の計算に関する基準を規定しております。当社は、当該基準に従い責任準備金の計算を行っておりますが、責任準備金の積増しを求める基準変更を予測コントロールすることは困難であり、当社の財務内容及び業績に影響を及ぼす基準変更が行われる可能性があります。

また、国際会計基準審議会は、すべての保険契約に首尾一貫した基準で適用し得る単一の国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards：以下、「IFRS」）を提案しております。今後、当社がIFRSに準拠した財務報告を行うこととなった場合、当該変更の影響を受ける可能性があります。例えば、保険負債の現在価値を測定する際の割引率として、リスクフリー・レートを用いることとなった場合、当社は、直近の金利水準などの計算要素を考慮した保険負債の現在価値を測定することとなり、負債サイドの金利リスクが増大する可能性があります。

(c) 日本国内の人口動態に係るリスク

1960年代後半以降、日本国内の合計特殊出生率は総じて減少傾向にあり、近年若干増加しているものの、依然として極めて低い水準にあります。その結果、15歳から64歳までの人口（以下、「生産年齢人口」）も減少しております。当社は、このような人口動態の変化が、日本国内における生命保険市場に悪影響を与える可能性があります。また、当社が販売する生命保険商品の顧客基盤は、主にこの生産年齢人口に属しております。生産年齢人口が今後も減少し続け、生命保険に対する需要が減少することになれば、当社の生命保険事業の規模が縮小し、当社の財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、65歳以上の高齢人口の増加により、社会保障費は増加し続けております。将来的に、社会保険料又は税金の負担が増加し、国内の景気悪化、雇用水準の低迷及び可処分所得の減少といった事態が発生すると、お客さまが負担可能な保険料水準が低下し、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(d) 競争状況に係るリスク

近年、日本の生命保険市場においては、規制緩和のための法改正により証券会社や銀行などでも保険商品の販売が可能となるなど、販売競争は激しさを増しております。当社も、国内生命保険会社、外資系生命保険会社、保険子会社を保有している又は大手保険会社と業務提携している国内の大手金融機関との競争に直面しております。特に、インターネットを主要な販売チャネルとする生命保険会社としては現時点で当社を含め2社が営業を行っているとともに、既存の生命保険会社によるインターネット販売への参入も相次ぐなど、今後も業界他社及び異業種からの新規参入若しくはインターネット販売を行う生命保険会社の増加によって、価格競争等が激化する可能性があります。当社が競争力を維持できない場合には、新契約件数が減少するとともに保有契約における解約件数が増加し、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(e) 大規模災害に係るリスク

新型インフルエンザのような感染症の大流行や東京や大阪等の人口密集地域を襲う地震・津波・テロ等の大規模災害を原因として大量の死亡者が発生した場合、当社は保険給付に関する予測不可能な債務を負うリスクにさらされております。大規模災害が発生した場合、甚大な規模の保険給付に関する債務を負うリスクがあります。当社は、保険業法上の基準に従って危険準備金を積み立てておりますが、予想を超える大規模災害が発生すると、保険金・給付金の支払いが危険準備金を超え、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、当社は、地震等で被災した場合を想定して事業継続計画を策定しておりますが、この事業継続計画の想定を超えるような大規模災害が発生した場合、当社の業務運営に重大な支障をきたす可能性があります。なお、東日本大震災においては、かかる事業活動の継続に支障をきたす事態は生じておりません。

(f) 社会保障制度等の変更に係るリスク

生命保険は、相互扶助の原理に基づき、国の社会保障制度を補完する私的保障の中核を担っております。当社の販売する生命保険商品においても、「働く人への保険」（就業不能保険）がその保障期間を公的年金の支給開始年齢である65歳（2014年6月現在）までとしているなど、その一部において、現在の社会保障制度を前提としております。そのため、公的年金の支給開始年齢の引き上げ等の社会保障制度の変更があった場合、当社の商品が訴求力を失う可能性があります。

また、私的保障の充実を促す仕組みである生命保険料控除制度が税制改正により縮小若しくは廃止となった場合、当社の新契約件数に悪影響を及ぼす可能性があります。

(g) 他の生命保険会社の破綻に係るリスク

当社は、国内の他の生命保険会社とともに、破綻した生命保険会社の契約者を保護する生命保険契約者保護機構（以下、「保護機構」）への負担金支払い義務を負っております。将来的に、国内の他の生命保険会社が破綻した場合や、保護機構への負担金の支払いに関する法的要件が変更された場合には、保護機構に対する追加的な負担を求められ、当社の財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、他の生命保険会社の破綻は、生命保険業界全体に対する消費者の評価にも悪影響を与え、生命保険会社に対するお客さまの信頼を損なう可能性があります。この生命保険会社に対する不信感の影響で、当社の新契約件数が減少するとともに保有契約における解約件数が増加する可能性があります。

#### (h) ネット生保業界のレピュテーションに係るリスク

インターネットを通じた生命保険商品の販売は、いずれも業歴は短いものの、2011年度以降に複数の会社が新規参入を果たしたこともあり、様々なメディアにおいて「ネット生保」という新しい業種・業態として認知を高めつつあります。このような業界認知の向上は、当社の認知度向上及び成長にプラスに寄与する側面もある一方、同業他社において個人情報の漏えいやシステム障害等の問題が生じた場合は、ネット生保業界全体に対する消費者の評価にも悪影響を与え、それにより当社の新契約件数が減少するとともに、保有契約における解約件数が増加する可能性があります。

### ②当社の生命保険事業に係るリスク

#### (a) 当社事業内容がインターネットを通じた個人向け保険商品販売に集中しているリスク

当社の個人向け保険商品の販売チャネルは、主にインターネットに依存しております。そのため、当社が想定するほどにインターネットを通じた保険商品への購買行動が消費者に浸透しない場合には、新契約件数の継続的拡大という点において、大きな課題に直面する可能性があります。

また、電子商取引市場における個人情報のセキュリティに対する問題意識の拡大などから、インターネットの利用を制約するような法規制が導入された場合、インターネット業界全体の成長が鈍化し、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### (b) 提携先との関係及び提携先の業績に係るリスク

当社は、インターネットを通じた生命保険商品の直接販売に加えて、生命保険業界内外の企業との業務提携を通じた販売チャネルの拡大・多様化を行っております。具体的には、株式会社アドバンスクリエイト、株式会社カカコム・インシュアランス、株式会社クレディセゾン、株式会社リクルートゼクシィなび等との生命保険募集代理店契約を通じた代理店販売などに取り組んでおります。これらの業務提携は、当社の事業戦略上不可欠ですが、当該提携先が事業上の問題に直面した場合、業界再編などによって戦略を転換した場合、又は当社が魅力的な提携相手でなくなったと判断された場合などには、当社との業務提携が解消され、又は提携内容が変更される可能性があります。その結果、当社は事業戦略の変更を迫られ、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### (c) 営業活動の効率性に係るリスク

当社は、認知度の向上や新契約の獲得を目的として、TVCMや検索連動型広告に代表される各種の広告宣伝を行っております。当社は、これらの営業活動の効率性を新契約件数に対する投下金額等により管理しておりますが、一定の投下金額に対する新契約件数が低下したり、一定の新契約件数を達成するために当初想定以上の投下金額を要したりする場合には、営業活動の効率性が低下し、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### (d) 保険金・給付金の支払い漏れに係るリスク

保険業界全体が保険金等の「不払い問題」を契機に支払い体制の強化を図る中で、当社においても、正確かつ迅速な支払いを行うための不断の努力を重ねております。しかし、事務手続き上の重大な過失や保険金・給付金の支払い漏れが発生した場合、当社のイメージダウンは大きく、行政処分如何に関らず、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### (e) 情報漏えいに係るリスク

当社は、インターネットを最大限に活用した生命保険業務を展開しており、個人情報を含むお客さまの情報を電磁的に保有しております。当社は、情報セキュリティの重要性を経営の最重要課題の一つと認識しておりますが、当社社員又は外部委託先を通じた顧客情報の紛失・漏えい・不正利用が発生した場合、若しくは第三者が当社のネットワークに侵入して当社の顧客情報を不正取得した場合には、金融庁からの命令、罰則などの適用を受けるほか、当社への信頼の低下、ブランドの毀損及び訴訟などの多額の費用負担により、当社の財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### (f) 事務リスク

当社が構築した事務リスク管理体制が有効に機能することなく、事務手続き上の重大な過失が起こった場合、当社のレピュテーションの低下又は財務上の損害をもたらす可能性があるとともに、行政処分につながる可能性があります。また、当社の外部委託先や代理店の事務ミスや不適切な事務処理が原因で、当社が損失を被る可能性があります。

#### (g) システムリスク

当社は、インターネットを主な販売チャネルとしており、情報システムの安定運用に依拠して、生命保険の販売、引受け、保険契約の管理、統計データ及びお客さまの個人情報の記録・保存などの事業運営を行っております。また、当社の業容拡大、商品ラインアップの増加及び業務効率化の追求にあわせて、情報システムへの継続的な投資が必要となります。当社は、システムリスク管理に関する基本的な考え方を「システムリスク管理に関する基本方針」に定め、この基本方針に基づきシステム運用を行うことで、安定的なシステム運用を実践しております。開業以来現在に至るまで大規模なシステムトラブルなどは発生しておらず、当社が提供するサービスについて、広範囲又は長時間にわたるサービスの停止は発生しておりません。しかし、事故、火事、自然災害、停電、ユーザー集中、人為的ミス、妨害行為、ハッキング、従業員の不正、ソフトウェアやハードウェアの異常、ウイルス感染やネットワークへの不法侵入、ネットワーク障害などの要因により、当社の情報システムが機能しなくなる可能性もあり、このような障害が原因で、当社がお客さまに提供するサービス、保険金・給付金の支払いや保険料の収納、資産運用業務などを一時的に中断せざるを得ない事態が生じる可能性があります。その結果、当社のレピュテーションが低下し、お客さまの不満や信頼感の低下を招くとともに、行政処分を受けるリスクや当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### (h) 保険引受リスク

生命保険料は、予定発生率（死亡率、入院率など）、予定利率、予定事業費率と呼ばれる3つの計算基礎率に基づいて計算されております。例えば、予定死亡率よりも実際の死亡率が高く、想定よりも多くの保険金を支払うこととなった場合、当社の財務内容及び業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。また、予定利率よりも実際の運用利回りが低い場合、当社の財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。なお、終身医療保険、定期療養保険及び就業不能保険などの非伝統的なリスクを保障する商品に用いる予定発生率は、死亡率などの伝統的なリスクを保障する生命保険商品の計算基礎率に比べ、相対的に高い不確実性を内包しております。また、当社は、定期死亡保険・終身医療保険・定期療養保険・就業不能保険の4商品に限定した生命保険の販売を行っており、リスク・ポートフォリオにおいて、リスクの分散効果が相対的に小さくなる可能性があります。

#### (i) 資産運用リスク

当社は、国債を中心とした短期かつ高格付けの公社債を中心とした資産運用を行っており、証券化商品・不動産・関連会社の外国証券以外の外貨建て資産は保有しておりません。昨今、国債などの金利は低水準で推移しておりますが、現在の金利水準が将来も続く保証はなく、今後当社が保有している国債又は社債の金利が上昇し、時価が下落した場合、当社の財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当社が保有する社債の発行企業の業績が著しく悪化し、当社が定める基準に抵触した場合、予期せぬタイミングで社債を売却することとなり、当社が損失を被る可能性があります。

#### (j) 金利変動に係るリスク

当社は、今後、保険料積立金の増加に応じてALM(Asset Liability Management:資産負債の総合管理)を考慮する観点から、運用資産の長期化に努める方針ですが、ALMを適切に実行できなかった場合又は市場環境がALMによって対処し得る程度を超えて大きく変動した場合には当社の財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。なお、現在の当社の販売商品の特性上、本リスクの与える影響は限定的であると考えております。

#### (k) 財務健全性の悪化に係るリスク

ソルベンシー・マージン比率の低下など、当社の財務健全性が悪化した又は悪化したと判断された場合には、新契約件数の減少、解約等による保有契約件数の減少、新契約獲得費用の増加などにより、当社の事業展開、財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。これらの悪影響は、否定的なメディア報道や風評、業績悪化、株価の下落等によって生じる可能性があります。さらに、当社にとって有利な条件で資本増強ができない又は資本増強そのものができない恐れがあり、結果として、資本調達コストの上昇などを招く可能性があります。

#### (l) 責任準備金の積み立て不足に関するリスク

当社は、法令に従い、将来の保険金・給付金支払いに備えた責任準備金を積み立てております。これらの責任準備金は、多くの見積りと前提に基づいて計算されておりますが、これらの前提と見積りは不確実なものであることから、当社の実績が試算の前提条件や見積りより大きく悪化した場合には、責任準備金の積み立てが不足し、財務の健全性が悪化する可能性があります。

(m) 海外事業に係るリスク

当社は、韓国における合弁会社として、教保ライフプラネット生命保険株式会社を2013年9月に設立しました。同社は、2013年10月30日に韓国金融委員会から生命保険業に係る免許を取得し、2013年12月2日に営業を開始しましたが、同社における黒字化までの時期の長期化、為替変動による損失、投資に関連する減損及び目標を達成できない場合の当該事業からの撤退等が生じる可能性があります。これらの結果、当社の事業展開、財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(n) 流動性リスク

当社は、一定規模の預貯金を含む、保険金・給付金の支払いに対応するために必要な流動性を確保した資産運用を行っております。しかし、例えば、感染症の大流行・地震・津波・テロなどの大規模災害により、急遽、多額の保険金・給付金の支払いが求められた場合、不利な条件での資産の売却を強いられ、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

さらに、大規模災害が金融市場の混乱につながった場合など、資産の処分が全くできなくなった場合、保険金・給付金の支払いが遅延する可能性があります。その結果、当社のレピュテーションが低下し、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(o) 訴訟リスク

当社は、主に予防法務に重点を置き、弁護士などと相談しながら訴訟の発生リスクを極小化しており、現在までのところ、重大な訴訟は発生しておりません。しかし、生命保険事業に関連した訴訟において当社が不利な結果を被る可能性もあり、将来にわたって当社業績に影響を及ぼす訴訟や係争が発生する可能性があります。また、同様に、他社が係争中の訴訟において、生命保険会社に不利な判決が下された場合においても、潜在的な訴訟リスクや顧客対応に係る事務コストが高まる可能性があります。

(p) リスク管理体制に係るリスク

当社は、リスク管理に関係するあらゆる事項の報告を行う全社横断的な機関である「リスク管理委員会」を設置し、適切なリスク管理を実践しております。しかし、当社は生命保険会社としての歴史が浅いことから、リスクを把握する上で必要となる過去の実績や経験が十分ではない可能性があり、当社のリスク管理体制が有効に機能しなかった場合、当社の財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

③その他のリスク

(a) 中期計画等の達成に係るリスク

当社は、2013年5月に2015年度までの中期計画を発表しております。当社を取り巻く経済環境、競争環境等の事業環境その他の理由により、当社が策定した中期計画等が計画どおりに進捗せず、これを達成できない可能性があります。

(b) 生命保険会社として歴史が浅いことに起因するリスク

当社は、2008年5月18日に開業した生命保険会社です。設立以来これまで、生命保険業界以外にも含む多様な業界から人材を採用してきましたが、事業の拡大に伴い、人材の採用・育成が順調に進まなかった場合、若しくは多様な業界から採用された人材が、その能力を最大限に発揮できる内部管理体制を構築できなかった場合、当社の業務運営に支障をきたす可能性があります。

また、生命保険業では一般的に、長期間にわたり平準的に保険料を収受する一方、契約前後の短期間に広告宣伝費・代理店手数料・契約査定費用などが集中的に支出されるため、保有契約件数に対する新契約件数の割合が大きい新設会社では、会計上の損失が生じることがあります。当社は当事業年度も当期純損失を計上しております。今後、保有契約が順調に増加すれば当期純利益の黒字化が実現する見込みではありますが、保有契約の伸びが鈍化した場合、黒字化の時期が遅れる可能性があります。

保険会社は、保険業法第113条に基づき、免許を取得してから5年間に要した事業費の一部を繰延資産として計上し、計上した繰延資産を免許取得後10年以内に償却することが認められております。当社も定款に基づき、保険業法第113条繰延資産を計上しているため、現在計上している保険業法第113条繰延資産は、免許取得後10事業年度（2018年3月期）までの間に償却する予定であり、今後の4事業年度は毎年度1,060百万円の保険業法第113条繰延資産償却費を計上する予定です。

(c) キーパーソンへの依存リスク

当社の創業者であり、創業以来の事業推進者である代表取締役会長兼CEO出口治明及び代表取締役社長兼COO岩瀬大輔は、当社事業に関する豊富な知識と経験を有しており、経営方針や事業戦略の決定など、当社の事業活動全般において、きわめて重要な役割を果たしております。当社では、過度に両氏に依存しないよう、経営幹部の拡充、育成及び権限委譲による分業体制の構築などにより、経営組織の強化に取り組んでおりますが、何らかの理由により両氏による業務遂行が困難となった場合、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(d) ストック・オプション制度に係るリスク

当社は業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、ストック・オプション制度を採用しており、会社法の規定に基づく新株予約権を当社取締役及び従業員に付与しております。これらの新株予約権又は今後付与される新株予約権の行使が行われた場合、株式価値が希薄化する可能性があります。

(e) 繰越欠損金に係るリスク

当社では、現在のところ税務上の繰越欠損金が存在しております。税務上認められる期限までに繰越欠損金が解消されず、繰越欠損金による課税所得の控除が受けられない場合には、当社の業績及びキャッシュ・フローに悪影響を与える可能性があります。

(f) 配当政策に係るリスク

当社は、生命保険会社として保有契約件数を積み上げるにより収益性を高めていく事業フェーズにあり、配当可能な利益の蓄積が進んでいないことから、創業以来配当を実施しておりませんが、配当可能な内部留保の充実が図れた場合、剰余金の配当を検討する所存であります。しかし、安定的な利益を計上できない場合には、配当による株主還元が困難となる可能性があります。

当社は、現在、保険業法第113条に規定する繰延資産を貸借対照表に計上し、免許取得後10事業年度（2018年3月期まで）の間に償却する予定であります。なお、保険業法第17条の6において、保険業法第113条繰延資産を貸借対照表に計上している場合、剰余金の配当をすることができない旨が定められております。したがって、当社は、保険業法第113条繰延資産を貸借対照表に計上している限り剰余金の配当を行うことができません。

## 5【経営上の重要な契約等】

当社は、2013年4月25日付けで、スイスの再保険会社であるSwiss Reinsurance Company Ltdと業務提携契約を締結しました。本提携に伴い、当社とSwiss Reinsurance Company Ltdは共同で戦略提携委員会を設立し、インターネットによる生命保険事業における知見の提供に加え、引受査定などの分野におけるノウハウの共有や人材交流など、両社の業務拡大に資する提携策を協議しています。

また、韓国の大手生命保険会社である教保生命保険株式会社との間で、韓国においてインターネットを主な販売チャネルとする生命保険会社である教保ライフプラネット生命保険株式会社を設立することに関する合弁契約書を締結し、2013年9月27日に合弁会社を設立しました。教保ライフプラネット生命保険株式会社は、2013年10月30日に韓国金融委員会から生命保険業に係る免許を取得し、2013年12月2日に営業を開始しました。

## 6【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりです。本項における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものです。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表はわが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。その作成は経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の開示に影響を与える見積り及び予測を必要とします。経営者は、これらの見積りや予測について、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実績はこれらと異なる可能性があります。

当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表」の「重要な会計方針」に記載しておりますが、特に以下の重要な会計方針の適用が、その作成において用いられる見積り及び予測により、当社の財務諸表に大きな影響を及ぼします。

#### ①金融商品の時価の算定方法

有価証券の一部の取引は、時価法に基づいて評価しております。時価は、原則として市場価格に基づいて算定しておりますが、市場価格がない場合には将来キャッシュ・フローの現在価値等に基づく合理的な見積りによることとしております。将来、見積りに影響する新たな事実の発生等により、見積り額は変動する可能性があります。

#### ②有価証券の減損処理

売買目的有価証券以外の有価証券のうち、時価が取得価額に比べて著しく下落した場合、回復する見込みがあると認められる場合を除き、合理的な基準に基づく減損処理を行うこととしております。今後の金融市場の状況によっては、多額の有価証券評価損を計上する可能性があります。

#### ③繰延税金資産及び繰延税金負債

繰延税金資産及び繰延税金負債については、「税効果会計に係る会計基準（平成10年10月30日企業会計審議会）」に基づき、認められる額を計上しております。

#### ④貸倒引当金の計上基準

当社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、債務者の状況に応じ、債権の回収不能時に生じる損失の見積り額について、貸倒引当金を計上することとしております。将来、債務者の財務状況が悪化し支払い能力が低下した場合には、引当金の追加計上又は貸倒損失が発生する可能性があります。

#### ⑤支払備金の積立方法

保険契約に基づいて支払義務が発生したと認められる保険金等について、事業年度末時点の未払の金額を見積り、支払備金として積み立てております。今後、見積りに影響する新たな事実の発生や裁判の判例等により、支払備金の計上額が当初の見積り額から変動する可能性があります。

#### ⑥責任準備金の積立方法

保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、将来の死亡率、罹患率、解約失効率、及び資産運用利回り等の予測にもとづいて責任準備金を積み立てております。当社は責任準備金の見積りに使用されるこれらの基礎率は合理的であると考えておりますが、実際の結果が著しく異なる場合、あるいは基礎率を変更する必要がある場合には、責任準備金の金額に影響を及ぼす可能性があります。なお、保険料積立金については保険業法施行規則第69条第4項第4号の規定に基づき5年チルメル式によって計算しております。

#### ⑦保険業法第113条繰延資産の処理方法

保険業法第113条の規定に基づき、生命保険会社の免許取得後の最初の5事業年度の間には発生した事業費の一部の金額を保険業法第113条繰延資産として計上しております。保険業法第113条繰延資産の償却額の計算は、同法の規定に基づきその計上事業年度から生命保険会社の免許取得後10事業年度（2018年3月期まで）の間に償却することとしております。

(2) 経営成績及び財政状態の分析

①経営成績及び財政状態

経営成績の分析は、「1 業績等の概要 (1)業績 (収支の状況)」をご参照ください。また、財政状態の分析は、「1 業績等の概要 (1)業績 (財政状態)」をご参照ください。

②経常利益等の明細 (基礎利益)

(a) 基礎利益の考え方

基礎利益とは生命保険業における収益を示す指標のひとつです。具体的には、保険契約者から収受した保険料等の保険料等収入、資産運用収益及び責任準備金戻入額等その他経常収益等で構成される基礎収益から、保険金等支払金、責任準備金等繰入額、資産運用費用、事業費及びその他経常費用等から構成される基礎費用を控除したものと計算されます。

(b) 基礎利益

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2012年4月1日 至 2013年3月31日)	当事業年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)
基礎利益 A	244	△2,089
キャピタル収益	—	—
金銭の信託運用益	—	—
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	—	—
金融派生商品収益	—	—
為替差益	—	—
その他キャピタル収益	—	—
キャピタル費用	—	—
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	—	—
有価証券評価損	—	—
金融派生商品費用	—	—
為替差損	—	—
その他キャピタル費用	—	—
キャピタル損益 B	—	—
キャピタル損益含み基礎利益 A+B	244	△2,089
臨時収益	—	—
再保険収入	—	—
危険準備金戻入額	—	—
その他臨時収益	—	—
臨時費用	268	169
再保険料	—	—
危険準備金繰入額	268	169
個別貸倒引当金繰入額	—	—
特定海外債権引当勘定繰入額	—	—
貸付金償却	—	—
その他臨時費用	—	—
臨時損益 C	△268	△169
経常利益又は経常損失 (△) A+B+C	△23	△2,258

(注) 前事業年度の基礎利益には保険業法第113条繰延額 (2,701百万円) が含まれております。

(c) 三利源について

基礎利益は「危険差益」、「費差益」及び「利差益（順ざや）」に分解することも可能であり、これらを三利源と呼んでおります。生命保険料の計算は、予定発生率（死亡率、入院率など）、予定利率、予定事業費率（付加保険料部分）の3つに基づいております。これらの「予定」と実績との差によって生命保険会社の利益（基礎利益）が生じていると考え、それぞれの差分を算出することによって、基礎利益がどのような要因から生じているのかを明らかにするのが利源分析の考え方です。

危険差益（差損）	想定した保険金・給付金の支払額（予定発生率）と実際に発生した支払額との差
費差益（差損）	想定した事業費（予定事業費率）と実際の事業費支出との差
利差益（差損）若しくは順ざや（逆ざや）	想定した運用収支（予定利率）と実際の運用収支との差

（注）当社の三利源分析は、保険数理上合理的な方法を採用しておりますが、具体的な計算方法は他の保険会社と異なることがあります。当社では保険料の内訳計算等について5年チルメル式を採用し、解約・失効による利益（解約失効益）は、費差損益に含めております。

(d) 基礎利益の内訳（三利源）

当事業年度の基礎利益及び三利源の状況は以下のとおりです。

当事業年度より保険業法第113条に基づく事業費の繰延べができないことから、費差損は3,234百万円に拡大しました。一方、保険料収入は増加したものの、前事業年度に責任準備金の算出方法の変更による影響があったことから、危険差益は1,141百万円に減少しました。また、資産運用収益により、利差益は3百万円となりました。これらにより、基礎利益は2,089百万円のマイナスとなりました。

（単位：百万円）

	前事業年度 （自 2012年4月1日 至 2013年3月31日）	当事業年度 （自 2013年4月1日 至 2014年3月31日）
基礎利益	244	△2,089
危険差益	1,437	1,141
費差損（△）	△1,219	△3,234
利差益（順ざや額）	27	3

③ソルベンシー・マージン比率

(a) ソルベンシー・マージン（支払い余力）の考え方

ソルベンシー・マージン比率とは、大災害や株式市場の暴落など、通常の予測の範囲を超えて発生するリスクに対応できる「支払い余力」を有しているかどうかを判断するための経営指標・行政監督上の指標のひとつです。具体的には、純資産などの内部留保と有価証券含み益などの合計（ソルベンシー・マージンの総額＝支払い余力）を、定量化した諸リスクの合計額で除して求めます。なお、ソルベンシー・マージン比率が200%以上であれば、行政監督上、健全性についてのひとつの基準を満たしているとされます。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率} = \frac{\text{ソルベンシー・マージン総額}}{\text{リスクの合計額} \times 1/2} \times 100 (\%)$$

(b) ソルベンシー・マージン比率

当事業年度末のソルベンシー・マージン比率は、前事業年度末に比べ減少し、1,922.2%となりました。これは、純資産の減少に加え、保有契約件数の増加及び韓国における合併会社である教保ライフプラネット生命保険株式会社への出資に伴い、リスクの合計額が増加したことなどによるものです。

(単位：百万円)

項 目	前事業年度末 (2013年3月31日)	当事業年度末 (2014年3月31日)
(A) ソルベンシー・マージン総額	11,790	12,173
資本金等	10,710	9,606
価格変動準備金	3	6
危険準備金	997	1,167
一般貸倒引当金	—	—
その他有価証券の評価差額×90% (マイナスの場合100%)	78	115
土地の含み損益×85% (マイナスの場合100%)	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	—	1,278
持込資本金等	—	—
負債性資本調達手段等	—	—
控除項目	—	—
その他	—	—
(B) リスクの合計額	1,040	1,266
$\sqrt{(R_1 + R_8)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4$		
保険リスク相当額 R1	887	1,020
第三分野保険の保険リスク相当額 R8	102	139
予定利率リスク相当額 R2	0	0
最低保証リスク相当額 R7	—	—
資産運用リスク相当額 R3	175	381
経営管理リスク相当額 R4	34	46
(C) ソルベンシー・マージン比率	2,266.0%	1,922.2%
$\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$		

(注) 以上の数値は、保険業法施行規則第86条、第87条及び平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

### (3) キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローの分析につきましては、「1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」をご参照ください。

### (4) 経営状況の分析と今後の方針

経営状況の分析と今後の方針につきましては、「1 業績等の概要 (1) 業績」及び「3 対処すべき課題」をご参照ください。

### (参考) エンベディッド・バリュー

当事業年度末(2014年3月31日)ヨーロッパ・エンベディッド・バリュー (EEV)

当社の当事業年度末のエンベディッド・バリュー (Embedded Value : 以下、「EV」) の計算結果及びその要旨は以下のとおりです。

#### ○EV (エンベディッド・バリュー) とは

エンベディッド・バリューとは、保有する生命保険契約から生じる将来のキャッシュ・フローを予測し、そこから計算される潜在的な利益の測定を行い、生命保険契約の潜在的な利益を評価しようとする価値基準です。

生命保険契約は、契約前後に契約獲得のための費用が多くかかることなど、収益と費用の発生するタイミングが一致せず、契約を獲得してから利益が生ずるまでに時間がかかるといった特性があります。このことが、生命保険事業を単年度の収支で評価することを難しくしております。EVは純資産と株式会社の税引後の将来利益の現在価値の合計として計算することで、ヨーロッパ、カナダ及び日本などでは生命保険会社の企業価値や業績を評価する手法の一つとして用いられております。

#### ○EEV (ヨーロッパ・エンベディッド・バリュー) とは

ヨーロッパ・エンベディッド・バリュー (European Embedded Value : 以下、「EEV」) は、近年、ヨーロッパの主要な生命保険会社を中心として広く採用されております。

EVは、使用する前提条件や計算方法によって計算結果が大きく異なってきます。そのため、従来から計算方法や開示に関する統一した基準が求められてきました。そのような中で、EVの計算方法や開示内容について一貫性及び透明性を高めることを目的として、ヨーロッパの大手保険会社のCFO (最高財務責任者) から構成されるCFOフォーラムによって、EEV原則とそれに関するガイダンスが2004年5月に制定されました。2005年には、感応度と開示に関する追加のEEVガイダンスが定められております。

さらに、2008年6月には、リスクの反映方法などがより明確化された、市場整合的エンベディッド・バリュー原則 (The European Insurance CFO Forum Market Consistent Embedded Value Principles<sup>®</sup>:以下、「MCEV原則」) が同CFOフォーラムにより発表されております (2009年10月に改定)。

当社では、EVの算出にあたって、EEV原則に従っております。リスクの反映方法などについては部分的にMCEV原則を参考にしましたが、本EVはMCEV原則に準拠したものではありません。

#### ○EEV算出の手法

株主将来利益に関するリスクの反映がEEV原則の主なポイントのひとつです。当社では、このリスクの反映方法として、割引率を商品等のリスク特性に合わせて、商品毎又はキャッシュ・フロー毎に個別に設定するボトムアップ・アプローチの代表的な手法である市場整合的な方法を採用しております。これは、資産・負債の将来キャッシュ・フローを市場において取引されている金融商品と整合的に評価するため、市場取引のない分散不可能なリスクについても評価を行い、EEVに反映させるものです。

このような手法は、ヨーロッパの多くの大手保険会社でも採用され、MCEV原則でも、ボトムアップ・アプローチの中でも市場整合的手法をとることが明確化されました。

#### ○注意事項

EEVの計算においては、経営若しくは経済環境又はその他の要素に関して、リスクと不確実性を伴う将来の見通しを含んだ多くの前提条件を使用することが求められます。使用される前提条件は、EEV報告の目的に照らして、当社が当事業年度末現在において適切であると考えられるものですが、将来の実績が、EEV計算に用いられた前提条件と大きく異なる場合があります。そのため、EEVの開示は、EEV計算に用いられた将来の税引後利益その他の指標が達成されることを表明又は暗示するものではないことに充分にご留意いただく必要があります。

○EEV

当事業年度末の当社のEEVは、前年度末比4,160百万円増加し、22,907百万円となりました。

修正純資産は、前年度末比1,003百万円減少の11,075百万円となりました。保有契約の将来利益現価は、前年度末比5,163百万円増の11,831百万円となりました。また、当事業年度の新契約価値は、620百万円となりました。

(単位：百万円)

	前事業年度末 (2013年3月31日)	当事業年度末 (2014年3月31日)	増減
EEV	18,746	22,907	4,160
修正純資産	12,078	11,075	△1,003
保有契約の将来利益現価	6,668	11,831	5,163

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2012年4月1日 至 2013年3月31日)	当事業年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)	増減
新契約価値	127	620	492

《参考》新契約価値（均衡事業費ベース）

EEV及び上記の新契約価値の計算に用いた事業費は、1件当たりの事業費が保有契約の増加に伴って逡減し、開業10年目（2017年度）に均衡に達する前提としています。本前提における将来の各事業年度の新契約件数は、直近年度実績を適用しております。契約獲得時から均衡水準にあるものとして計算した場合の新契約価値は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2012年4月1日 至 2013年3月31日)	当事業年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)	増減
新契約価値（均衡事業費ベース）	709	838	128

○修正純資産

修正純資産は、生命保険会社の資産の時価から責任準備金及びその他の負債の時価を控除した額として定義され、その価額は株主に帰属する価値と考えられます。具体的には、貸借対照表上の純資産の合計額と負債中の内部留保及び時価評価されていない資産・負債の含み損益などの合計として計算されます。当社の修正純資産の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前事業年度末 (2013年3月31日)	当事業年度末 (2014年3月31日)	増減
修正純資産	12,078	11,075	△1,003
(a) 純資産の部合計	16,071	13,935	△2,135
(b) 有価証券の時価と貸借対照表計上額との差額	20	△6	△27
(c) 負債中の内部留保（注）1	1,001	1,173	171
(d) 保険業法第113条繰延資産（△）	△5,300	△4,240	1,060
(e) 上記項目に係る税効果（注）2	285	213	△72

(注) 1. 価格変動準備金及び危険準備金

2. (b)に係る税効果額及び繰延税金負債のうち(d)に関連する部分の金額

○保有契約の将来利益現価

保有契約の将来利益現価は、一定の前提のもとで、評価日時点の保有契約から将来見込まれる株主に分配可能な税引後利益を評価日における現在価値に換算したものです。なお、2014年5月に締結した再保険契約の影響を反映しております。当社の保有契約の将来利益現価の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前事業年度末 (2013年3月31日)	当事業年度末 (2014年3月31日)	増減
保有契約の将来利益現価	6,668	11,831	5,163
確実性等価将来利益現価	15,425	21,598	6,173
オプションと保証の時間価値	—	—	—
必要資本維持のための費用	△121	△157	△36
非市場性リスクに係る費用	△8,635	△9,609	△973

- (注) 1. 確実性等価将来利益現価は、保有契約に対応する資産の運用利回りの前提と将来利益の割引率をともにリスクフリー・レートとして計算した、保有契約の将来利益の現在価値です。
2. オプションと保証の時間価値は、オプション性や保証性のあるキャッシュ・フローを市場整合的なリスク中立経済シナリオを用いて確率論的に算定したものです。ただし、当社が現在販売している商品はいずれも無配当・無解約返戻金型の保障性商品であることから、ゼロとしております。
3. 必要資本維持のための費用は、当社が生命保険事業を継続していく上で必要と考える資本水準を将来にわたって維持するための費用です。
4. 非市場性リスクに係る費用は、確実性等価将来利益現価の計算において直接には十分反映されていない、市場性のないリスクの影響額についての会社としての見積額です。

○新契約価値

新契約価値は、当事業年度中に新契約を獲得したことによるEEVへの影響を表したもので、当事業年度末におけるEEVと同一の前提を使用して計算しております。

また、新契約価値における新契約とは、当事業年度中に新たに成立した生命保険契約のことをいい、将来獲得する新契約を含みません。新契約価値における修正純資産とは、契約成立時点から当事業年度末までに発生した新契約に係る損益（保険料収入や事業費の影響等）を表しております。新契約価値の内訳は以下のとおりです。なお、前年度との主な差異は、修正純資産の項目に含まれる金額のうち、新契約獲得のための広告宣伝費の差によるものです。

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2012年4月1日 至 2013年3月31日)	当事業年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)	増減
新契約価値	127	620	492
修正純資産	△2,582	△1,962	620
将来利益現価	2,710	2,582	△128
確実性等価将来利益現価	5,473	4,330	△1,142
オプションと保証の時間価値	—	—	—
必要資本維持のための費用	△38	△28	9
非市場性リスクに係る費用	△2,724	△1,720	1,004

新契約の保険料収入の現在価値に対する新契約価値の比率（新契約マージン）は以下のとおりとなっております。

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 2012年4月1日 至 2013年3月31日)	当事業年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)	増減
①保険料収入現価	34,153	23,980	△10,173
②新契約価値	127	620	492
新契約マージン (②/①)	0.4%	2.6%	2.2pts

なお、新契約価値を新契約1件あたりに換算した金額は以下のとおりになります。

（単位：千円）

	前事業年度 (自 2012年4月1日 至 2013年3月31日)	当事業年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)	増減
1件あたりの新契約価値	2	13	11

《参考》新契約価値（均衡事業費ベース）

EEV及び上記の新契約価値の計算に用いた事業費は、1件当たりの事業費が保有契約の増加に伴って逡減し、開業10年目（2017年度）に均衡に達する前提としています。本前提における将来の各事業年度の新契約件数は、直近年度実績を適用しております。契約獲得時から均衡水準にあるものとして計算した場合の新契約価値は、以下のとおりです。

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 2012年4月1日 至 2013年3月31日)	当事業年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)	増減
新契約価値（均衡事業費ベース）	709	838	128
修正純資産	△2,322	△1,856	466
将来利益現価	3,032	2,694	△337
確実性等価将来利益現価	5,795	4,442	△1,352
オプションと保証の時間価値	—	—	—
必要資本維持のための費用	△38	△28	9
非市場性リスクに係る費用	△2,724	△1,720	1,004

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 2012年4月1日 至 2013年3月31日)	当事業年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)	増減
①保険料収入現価	34,153	23,980	△10,173
②新契約価値（均衡事業費ベース）	709	838	128
新契約マージン (②/①)	2.1%	3.5%	1.4 pts

なお、新契約価値（均衡事業費ベース）を新契約1件あたりに換算した金額は以下のとおりになります。

（単位：千円）

	前事業年度 (自 2012年4月1日 至 2013年3月31日)	当事業年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)	増減
1件あたりの新契約価値（均衡事業費ベース）	11	18	6

○主要な前提条件

(a) 経済的前提

確実性等価将来利益現価の計算において使用する割引率及び運用利回りは、評価日（当事業年度は2014年3月末）現在のリスクフリー・レートであり、当社は金利スワップレート（データ：Bloomberg）を使用して算出しております。使用した金利スワップレートの数値は次のとおりです。

	1年	2年	3年	4年	5年
2014年3月末	0.18%	0.19%	0.21%	0.26%	0.33%
2013年3月末	0.24%	0.22%	0.23%	0.26%	0.30%

	10年	15年	20年	30年	40年
2014年3月末	0.83%	1.29%	1.60%	1.84%	1.96%
2013年3月末	0.69%	1.14%	1.47%	1.71%	1.84%

(b) その他の前提

- ・保険料、事業費、保険金・給付金、税金等のキャッシュ・フロー

保険料、事業費、保険金・給付金、税金等のキャッシュ・フローの前提は、ベストエスティメイトとして設定しています。事業費等の前提については直近の実績及び事業計画をもとに設定し、その他の保険前提は過去の実績や業界実績を基に設定しています。

- ・事業費

事業費の前提は、直近の実績と直近に作成された事業計画を基にベストエスティメイトとして設定しました。ただし、2013年度の実績の事業費のうちシステム費用等の一部202百万円を一時的な費用として控除しています。当社は、開業間もないため、契約件数に対する事業費の額が大きくなっています。そのため、開業10年目にあたる2017年度までは保有契約の増加により、保有契約1件あたりの維持管理費が逡減し、2017年度に均衡に達するものとして、それ以降は一定となるような前提にしています。この事業費の前提には消費税を含んでおり、消費税率は2015年9月までは8%、2015年10月以降は10%としています。また、事業費のインフレ率については、0%としています。新契約価値の計算においては、当期末までに発生した事業費（新契約費及び維持管理費）については修正純資産に含まれ、将来発生する分についてはEEVと同様に将来利益現価に含まれます。参考として、1件あたりの維持管理費が契約獲得時から2017年度の均衡水準とした場合の新契約価値についても計算しています。

- ・保険金等の支払率、解約失効率

保険金等の支払率及び解約失効率の前提は、実績データが限定的であるため、自社の実績を基本としつつも、業界の実績を参考にして、ベストエスティメイトとして設定しています。

- ・保険料

当社の定期死亡保険及び定期療養保険は、契約更新の際、更新時の保険料率と被保険者の満年齢によって新たな保険料を計算することが約款に規定されています。将来収支の計算では更新時の保険料率として、定期療養保険については現在と同一のものを、定期死亡保険については保険料率の見直しを行ったため、2014年5月2日以降販売開始する同商品の新しい保険料率を更新時の年齢に応じて適用するという前提にしました。

- ・責任準備金

責任準備金のうち保険料積立金については、当社は2014年3月末時点では、保険業法施行規則第69条第4項第4号の規定に基づいて5年チルメル式で計算していますので、将来収支の計算においても同様にしてしています。ただし、定期死亡保険及び定期療養保険の契約更新以後については、法定基準であるいわゆる標準責任準備金を積み立てる前提にしています。

- ・法人税等

将来利益現価の計算において、将来利益は税引後で計算され、2014年3月末までに生じた欠損金が将来の法人税等の金額を軽減する効果を織り込んでいます。「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が2014年3月31日に公布され、2014年度の復興特別法人税が課されないことになったため、適用する法人税率は2014年度と2015年度以降のいずれも30.78%としました。

○前提条件を変更した場合の影響（感応度）

前提条件を変更した場合のEEVへの影響額は以下のとおりです。感応度は、一度に1つの前提のみを変化させることとしており、同時に2つの前提を変化させた感応度の影響は、それぞれ単独に前提を変化させた感応度を2つ合計したものと計算結果が異なる可能性があることに留意ください。なお、責任準備金は日本の法令に基づいて計算されますので、各感応度計算においては、評価日時点の責任準備金は変わりません。また、EEV及び新契約価値の感応度を計算するにあたり、2014年5月に締結した再保険契約の影響を反映しております。

（単位：百万円）

	当事業年度末 (2014年3月31日) 現在のEEVの変動	新契約価値の 変動
当事業年度末におけるEEV及び新契約価値	22,907	620
感応度1a（リスクフリー・レート 1.0%上昇）	1,010	154
感応度1b（リスクフリー・レート 1.0%低下）	△2,287	△362
感応度1c（リスクフリー・レート 0.5%上昇）	582	90
感応度1d（リスクフリー・レート 0.5%低下）	△899	△138
感応度2（株式・不動産価値 10%下落）	△67	—
感応度3（事業費率 10%減少）	1,335	282
感応度4（解約失効率 10%低下）	△833	△104
感応度5（生命保険の保険事故発生率 5%低下）	2,712	462
感応度6（年金保険の死亡率 5%低下）	—	—
感応度7（必要資本を法定最低水準に変更）	106	18

- ・感応度1a：リスクフリー・レートが 1.0%上昇（各年限とも上昇）
- ・感応度1b：リスクフリー・レートが 1.0%低下（各年限とも低下）
- ・感応度1c：リスクフリー・レートが 0.5%上昇（各年限とも上昇）
- ・感応度1d：リスクフリー・レートが 0.5%低下（各年限とも低下）

債券など、金利の変動により時価が変動する資産を再評価するとともに、運用利回り及び割引率を変動させて保有契約の将来利益現価を再計算します。ただし、「リスクフリー・レート-1.0%」や「リスクフリー・レート-0.5%」が負になる場合には、0%で計算します。

EEVガイダンスでは、1.0%の上昇・低下の感応度のみ規定されておりますが、日本の金利状況を踏まえ、0.5%の上昇・低下も含めました。

- ・感応度2：評価日現在の株式及び不動産の価値が 10%下落  
株式及び不動産の評価日現在の時価を変動させます。
- ・感応度3：事業費率（契約維持に関する事業費）の 10%減少  
基礎となる事業費率（契約維持に関する事業費）前提に 0.9 を乗じたものを使用します。
- ・感応度4：解約失効率の 10%低下  
基礎となる解約失効率前提に 0.9 を乗じたものを使用します。
- ・感応度5：生命保険における保険事故発生率の 5%低下  
基礎となる保険事故発生率（死亡率・罹患率）前提に 0.95 を乗じたものを使用します。なお、保険事故発生率の変動に対応して料率改定する等の経営行動は反映していません。
- ・感応度6：年金保険における死亡率の 5%低下  
当社は、年金商品の取り扱いがありませんので、空欄としております。
- ・感応度7：必要資本を法定最低水準（ソルベンシー・マージン比率 200%）に変更

○その他の特記事項

当社では、保険数理に関する専門知識を有する第三者機関（アクチュアリー・ファーム）に、当社のEEVについて検証を依頼し、意見書を受領しております。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当事業年度における設備投資の総額は、193百万円です。

なお、当事業年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

#### 2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりです。

2014年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
		建物 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	その他の 有形固定資産 (百万円)	リース資産 (百万円)	ソフトウェア (百万円)	合計 (百万円)	
本社 (東京都千代田区)	本社事務所	12	—	23	34	485	555	88 (35)
データセンター (神奈川県足柄上郡)	サーバー等	—	—	18	—	—	18	—
データセンター (大阪府大阪市)	サーバー等	—	—	22	—	—	22	—

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 本社の建物を賃借しております。年間の地代家賃は、103百万円です。

3. 従業員には、他社からの出向者を含んでおりません。また、カッコ内に有期の契約社員、派遣従業員等の平均雇用人員を外数で記載しております。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

##### (1) 重要な設備の新設

該当事項はありません

##### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	100,000,000
計	100,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数（株） (2014年3月31日)	提出日現在 発行数（株） (2014年6月18日)	上場金融商品取引所 名	内容
普通株式	42,175,000	42,175,000	東京証券取引所 (マザーズ)	1単元の株式数は100株です。完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。
計	42,175,000	42,175,000	—	—

## (2) 【新株予約権等の状況】

## 第1回新株予約権（2007年5月7日臨時株主総会）

区分	事業年度末現在 (2014年3月31日)	提出日の前月末現在 (2014年5月31日)
新株予約権の数（個）	970（注）1、2、7	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）3	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	970,000（注）1、2、6	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	220（注）4、6	同左
新株予約権の行使期間	自 2010年5月22日 至 2017年5月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 220 資本組入額 110（注）6	同左
新株予約権の行使の条件	（注）5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、行使、退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数です。

2. 本新株予約権の払込期日後において、普通株式について株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的である株式数を以下の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数の処理については、会社法第283条本文の規定に従うものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権の目的となる株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。
4. 新株予約権発行後、当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合は、未行使の新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整前行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

5. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりです。
- (1) 1新株予約権の一部行使はできない。
- (2) その他の条件は当社と対象者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。
6. 2012年1月24日付けで1株を1,000株に分割したことに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
7. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株です。

第2回新株予約権（2007年11月8日臨時株主総会）

区分	事業年度末現在 (2014年3月31日)	提出日の前月末現在 (2014年5月31日)
新株予約権の数（個）	666（注）1、2、7	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）3	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	666,000（注）1、2、6	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	400（注）4、6	同左
新株予約権の行使期間	自 2009年12月27日 至 2017年12月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 400 資本組入額 200（注）6	同左
新株予約権の行使の条件	（注）5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利者は、割当新株予約権の譲渡、又はこれに対する担保権の設定その他の一切の処分をすることができない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、行使、退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数です。

2. 本新株予約権の割当日後において、普通株式について株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的である株式数を以下の算式に従い調整するものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権の目的となる株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。

4. 新株予約権発行後、当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合は、未行使の新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整前行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

5. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりです。

(1) 権利者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役若しくは監査役又は使用人の地位を有していることを要する。

(2) 1新株予約権の一部行使はできない。

(3) その他の条件は当社と対象者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。

6. 2012年1月24日付けで1株を1,000株に分割したことに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

7. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株です。

第3回新株予約権（2009年12月17日臨時株主総会）

区分	事業年度末現在 (2014年3月31日)	提出日の前月末現在 (2014年5月31日)
新株予約権の数（個）	402（注）1、2、7	354（注）1、2、7
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）3	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	402,000（注）1、2、6	354,000（注）1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	600（注）4、6	同左
新株予約権の行使期間	自 2012年1月25日 至 2019年12月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 600 資本組入額 300（注）6	同左
新株予約権の行使の条件	（注）5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利者は、割当新株予約権の譲渡、又はこれに対する担保権の設定その他の一切の処分をすることができない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、行使、退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数です。
2. 本新株予約権の割当日後において、普通株式について株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的である株式数を以下の算式に従い調整するものとします。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
3. 新株予約権の目的となる株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。
4. 新株予約権発行後、当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合は、未行使の新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整前行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

5. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりです。
- (1) 権利者は、新株予約権の割当日から（ただし、権利者が割当日後に当社等の取締役若しくは監査役又は使用人の地位を有するに至った場合は、それ以後）行使時に至るまで、当社の取締役若しくは監査役又は使用人の地位を有していることを要する。
  - (2) 1新株予約権の一部行使はできない。
  - (3) その他の条件は当社と対象者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。
6. 2012年1月24日付けで1株を1,000株に分割したことに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
7. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株です。

第4回新株予約権（2012年1月25日取締役会）

区分	事業年度末現在 (2014年3月31日)	提出日の前月末現在 (2014年5月31日)
新株予約権の数（個）	158,000（注）1、2、6	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）3	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	158,000（注）1、2	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,000（注）4	同左
新株予約権の行使期間	自 2014年1月27日 至 2022年1月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,000 資本組入額 500	同左
新株予約権の行使の条件	（注）5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利者は、割当新株予約権の譲渡、又はこれに対する担保権の設定その他の一切の処分をすることができない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数です。

2. 本新株予約権の割当日後において、普通株式について株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的である株式数を以下の算式に従い調整するものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権の目的となる株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。

4. 新株予約権発行後、当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合は、未行使の新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整前行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

5. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりです。

(1) 権利者は、新株予約権の割当日から（ただし、権利者が割当日後に当社等の取締役若しくは監査役又は使用人の地位を有するに至った場合は、それ以後）行使時に至るまで、当社の取締役若しくは監査役又は使用人の地位を有していることを要する。

(2) 1新株予約権の一部行使はできない。

(3) その他の条件は当社と対象者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。

6. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1株です。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2012年1月24日 (注) 1	33,683,283	33,717,000	—	6,600	—	6,600
2012年3月14日 (注) 2	8,340,000	42,057,000	3,878	10,478	3,878	10,478
2012年4月1日～ 2013年3月31日 (注) 3	28,000	42,085,000	6	10,484	6	10,484
2013年4月1日～ 2014年3月31日 (注) 3	90,000	42,175,000	15	10,500	15	10,500

(注) 1. 株式分割 (1株 : 1,000株) によるものです。

2. 有償一般募集 (ブックビルディング方式による募集)

発行価格 1,000円

引受価額 930円

資本組入額 465円

払込金総額 7,756百万円

3. 新株予約権の行使による増加です。

## (6) 【所有者別状況】

2014年3月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)								単元未満 株式の 状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	9	25	81	74	8	10,969	11,166	—
所有株式数 (単元)	—	28,107	6,123	114,018	123,283	40	150,121	421,692	5,800
所有株式数の 割合 (%)	—	6.67	1.45	27.03	29.24	0.01	35.61	100.0	—

## (7) 【大株主の状況】

2014年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合 (%)
ジェーピー モルガン チェース バンク 380634 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営 業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都中央区月島4-16-13)	5,722,500	13.56
あすかDB J投資事業有限責任組合	東京都千代田区内幸町1-3-3	5,683,800	13.47
三井物産株式会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行 株式会社)	東京都千代田区大手町1-2-1 (東京都中央区晴海1-8-12)	4,800,000	11.38
株式会社セブン・フィナンシャルサービス	東京都千代田区二番町8-8	3,250,000	7.70
株式会社新生銀行	東京都中央区日本橋室町2-4-3	1,932,500	4.58
ジェーピー モルガン チェース バンク 385174 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営 業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都中央区月島4-16-13)	1,730,000	4.10
株式会社リクルートホールディングス	東京都中央区銀座8-4-17	1,250,000	2.96
エムエルプロセグレーションアカウント (常任代理人 メリルリンチ日本証券株式 会社)	THE CORPORATION TRUST COMPANY CORPORATION TRUST CENTER 1209 ORANGE ST WILMINGTON DELAWARE USA (東京都中央区日本橋1-4-1)	1,204,000	2.85
株式会社朝日ネット	東京都中央区銀座4-12-15	1,166,000	2.76
ザ チェース マンハッタン バンク エ ヌエイ ロンドン エス エル オムニバ ス アカウント (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営 業部)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区月島4-16-13)	1,104,300	2.61
計	—	27,843,100	66.02

(注) 1. 当社が業務提携契約を締結しているSwiss Reinsurance Company Ltdから、2013年5月2日付けの大量保有報告書の写しの送付があり、2013年4月25日時点で、5,683,900株を取得した旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載に基づき、「(7)大株主の状況」には名称を記載しておりません。

## (8) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

2014年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 42,169,200	421,692	—
単元未満株式	普通株式 5,800	—	—
発行済株式総数	42,175,000	—	—
総株主の議決権	—	421,692	—

## ② 【自己株式等】

2014年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

## (9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものです。

当該制度の内容は以下のとおりです。

## ① 第2回新株予約権 (2007年11月8日臨時株主総会)

決議年月日	2007年11月8日
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役4名、当社従業員12名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数 (株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 退職等による権利の喪失により、本書提出日現在の割当対象者の区分及び人数は、当社取締役2名、当社従業員8名、その他1名となっております。

② 第3回新株予約権（2009年12月17日臨時株主総会）

決議年月日	2009年12月17日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役1名、当社従業員39名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－

（注）退職等による権利の喪失により、本書提出日現在の割当対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社従業員31名となっております。

③ 第4回新株予約権（2012年1月25日取締役会）

決議年月日	2012年1月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員29名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－

（注）退職等による権利の喪失により、本書提出日現在の割当対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社従業員24名となっております。

## 2【自己株式の取得等の状況】

株式の種類等 該当事項はありません。

- (1) 株主総会決議による取得の状況  
該当事項はありません。
- (2) 取締役会決議による取得の状況  
該当事項はありません。
- (3) 株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容  
該当事項はありません。
- (4) 取得自己株式の処理状況及び保有状況  
該当事項はありません。

## 3【配当政策】

当社は、生命保険会社として保有契約件数を積み上げるにより収益性を高めていく事業フェーズにあり、配当可能な利益の蓄積が進んでいないことから、設立以来、剰余金の配当を実施しておりません。また、当社は、現在、保険業法第113条に規定する繰延資産を貸借対照表に計上しているため、保険業法第17条の6の規定により、剰余金の配当を行うことができません。これにより、当事業年度は、中間配当及び期末配当とも実施しませんでした。なお、保険業法第113条に規定する繰延資産は、生命保険業免許取得後10事業年度（2018年3月期まで）の間に償却する予定です。将来的には、剰余金の配当を含めた株主還元策の実施を検討することとしていますが、現時点では剰余金の配当に関する具体的な方針、実施時期等は未定です。なお、当社は、法令に別段の定めのある場合を除き、剰余金の配当の決定機関を取締役会とすることを定款に規定しております。また、当社は、「期末配当の基準日は、毎年3月31日」とし、「中間配当の基準日は、毎年9月30日」とする旨を定款に定めております。

内部留保につきましては、認知度向上、新商品開発等の成長施策、情報システム投資等に有効活用し、事業の拡大と利益の創出を目指してまいります。

## 4【株価の推移】

- (1) 最近5年間の事業年度別最高・最低株価

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	2010年3月	2011年3月	2012年3月	2013年3月	2014年3月
最高（円）	—	—	1,326	1,262	1,117
最低（円）	—	—	910	718	403

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものです。2012年3月15日に株式を上場しましたので、それ以前の該当事項はありません。

- (2) 最近6月間の月別最高・最低株価

月別	2013年10月	11月	12月	2014年1月	2月	3月
最高（円）	649	597	545	626	555	506
最低（円）	517	521	495	532	501	403

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものです。

## 5【役員の状況】

(1) 2014年6月18日（有価証券報告書提出日）現在の役員の状況は、以下のとおりです。

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 会長兼CEO 執行役員	出口 治明	1948年4月18日生	1972年4月 日本生命保険相互会社 入社 1992年4月 同社 ロンドン事務所長、ロンドン現地法人社長 1995年4月 同社 国際業務部長 1998年4月 同社 公務部長 2003年4月 大星ビル管理株式会社 PFI担当 2005年6月 同社 取締役 2006年10月 当社 代表取締役社長 2011年7月 当社 代表取締役社長執行役員 2013年6月 当社 代表取締役会長兼CEO執行役員（現任） 担当：監査部	(注) 2	16,259
代表取締役 社長兼COO 執行役員	岩瀬 大輔	1976年3月17日生	1998年4月 ボストン コンサルティング グループ 入社 2001年12月 株式会社リップルウッド・ジャパン 入社 2006年10月 当社 取締役副社長 2009年2月 当社 代表取締役副社長 2011年7月 当社 代表取締役副社長執行役員 2013年6月 当社 代表取締役社長兼COO執行役員（現任） 株式会社ベネッセホールディングス 取締役（現任） 2013年9月 教保ライフプラネット生命保険株式会社（韓国） 取締役（現任） 担当：企画部	(注) 2	15,000
常務取締役 執行役員	中田 華寿子	1965年1月15日生	1987年4月 電通ヤング・アンド・ルビカム株式会社 入社 1997年1月 スターバックス コーヒー ジャパン 株式会社 マーケティング・PRマネジャー 2001年6月 同社 広報室長執行役員 2005年2月 株式会社GABA マーケティング部 ディレクター 2006年1月 同社 マーケティング部門部門長常務執行役員 2008年4月 当社 マーケティング部長 2009年2月 当社 取締役 2011年4月 当社 常務取締役 2011年7月 当社 常務取締役執行役員（現任） 担当：マーケティング部、商品開発部、お申し込みサポート部	(注) 2	1,259
常務取締役 執行役員 チーフ・コンプライ アンス・オフィサー	樋口 俊一郎	1953年11月2日生	1977年4月 大蔵省（現財務省）入省 1997年7月 大蔵省主計局主計官 1998年6月 金融監督庁監督部保険監督課長 2005年7月 国民生活金融公庫（現日本政策金融公庫）理事 2007年7月 財務省近畿財務局長 2008年7月 同省財務総合政策研究所長 2011年4月 中央大学大学院公共政策研究科 客員教授（現任） 2011年11月 当社 顧問 2012年6月 当社 常務取締役執行役員 チーフ・コンプライアンス・オフィサー（現任） 担当：法務部、リスク管理部、お客さま相談部	(注) 2	1,259
取締役	藤原 作弥	1937年1月14日生	1962年4月 株式会社時事通信社 入社 1994年6月 同社 解説委員長 1997年4月 同社 解説委員会顧問 1998年3月 日本銀行 副総裁 2003年6月 株式会社日立総合計画研究所 代表取締役社長 東北電力株式会社 監査役（現任） 2011年6月 株式会社毎日新聞グループホールディングス 監査役（現任） 2012年6月 当社 取締役（現任）	(注) 2	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	石倉 洋子 (栗田 洋子)	1949年3月19日生	1985年7月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク 日本支社 マネージャー 1992年4月 青山学院大学国際政治経済学部 教授 2000年4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科 教授 2004年4月 日本郵政公社 社外理事 (非常勤) 2005年10月 日本学術会議 副会長 2006年6月 株式会社商船三井 取締役 2010年6月 日清食品ホールディングス株式会社 取締役 (現任) 富士通株式会社 取締役 2011年4月 慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科 教授 2012年6月 当社 取締役 (現任)	(注) 2	—
取締役	内田 和成	1951年10月31日生	1974年4月 日本航空株式会社 入社 1999年11月 ポストン コンサルティング グループ シニアバイスプレジデント 2000年6月 同社 日本代表 2005年1月 同社 シニアバイスプレジデント 2006年3月 サントリー株式会社 (現サントリーホールディングス株式会社) 監査役 2006年4月 早稲田大学大学院商学研究科 教授 (現任) 2007年4月 早稲田大学ビジネススクール 教授 (現任) 2012年2月 キュービー株式会社 監査役 (現任) 2012年6月 当社 取締役 (現任) 三井倉庫株式会社 取締役 (現任) 2012年8月 日本ERI株式会社 取締役 (現任)	(注) 2	—
常勤監査役	伊佐 誠次郎	1945年6月28日生	1969年4月 朝日生命保険相互会社 入社 1990年4月 朝日生命インベストメントヨーロッパ 社長 2001年4月 朝日生命保険相互会社 常務取締役 2002年4月 朝日ライフアセットマネジメント株式会社 代表取締役社長 2008年7月 当社 常勤顧問 2009年1月 あすかアセットマネジメント株式会社 監査役 (現任) 2009年6月 当社 常勤監査役 (現任)	(注) 2	—
監査役	伏見 泰治	1950年8月4日生	1974年4月 大蔵省 (現財務省) 入省 1998年6月 同 主税局 総務課長 2002年1月 常石造船株式会社 監査役 2004年4月 同社 代表取締役会長 2006年10月 当社 監査役 (現任) 2007年1月 ツネイシホールディングス株式会社 代表取締役会長 2012年1月 同社 代表取締役会長兼社長 (現任)	(注) 2	—
監査役	増田 健一	1963年1月11日生	1988年4月 最高裁判所司法研修所修了・第二東京弁護士会登録 1988年4月 アンダーソン・毛利・ラビノウイツ法律事務所 (現アンダーソン・毛利・友常法律事務所) 入所 1993年9月 ニューヨーク州弁護士登録 1997年1月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー (現任) 2006年11月 あすかコーポレートアドバイザー株式会社 監査役 (現任) 2008年3月 当社 監査役 (現任) 2011年3月 株式会社ブリヂストン 監査役 (現任)	(注) 2	—
監査役	河相 董	1941年5月7日生	1964年4月 ソニー株式会社 入社 2003年6月 同社 業務執行役員上席常務 2004年8月 マネックス・ビーンズ・ホールディングス株式会社 (現マネックスグループ株式会社) 常勤監査役 2008年3月 当社 監査役 (現任) 2009年6月 マネックスグループ株式会社 取締役 2011年2月 マネックス・オルタナティブ・インベストメンツ株式会社 取締役会長	(注) 2	—

(注) 1. 取締役 藤原作弥、石倉洋子、内田和成は、社外取締役です。また、監査役 伏見泰治、増田健一、河相董は、社外監査役です。

2. 各取締役の任期は、2014年6月22日開催予定の第8回定時株主総会終結の時までです。また、各監査役は、2011年10月28日開催の臨時株主総会決議に基づき、2012年1月24日付で任期が満了し再任されていることから、各監査役の任期は2015年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
3. 当社では、執行役員制度を導入しております。取締役を兼務していない執行役員は、以下のとおりです。

氏名	役職及び担当
鈴木 原	執行役員 担当:総務部、お客さまサービス部、システム部
成相 衆治	執行役員 担当:経理部、財務部、数理部

- (2) 2014年6月22日に開催予定の第8回定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役7名選任の件」を提案しております。議案が承認可決された場合、現任の取締役7名が再任となり、当社の取締役の状況は、以下のとおりとなります。なお、役職名は、第8回定時株主総会后に開催予定の取締役会の決議事項の内容を含めて記載しております。

役職名	氏名
代表取締役会長兼CEO執行役員	出口 治明
代表取締役社長兼COO執行役員	岩瀬 大輔
常務取締役執行役員	中田 華寿子
常務取締役執行役員 チーフ・コンプライアンス・オフィサー	樋口 俊一郎
取締役	藤原 作弥
取締役	石倉 洋子
取締役	内田 和成

- (注) 1. 取締役 藤原作弥、石倉洋子、内田和成は、社外取締役です。
2. 各取締役の任期は、2014年6月22日開催予定の第8回定時株主総会終結の時から、2015年3月期に係る定時株主総会終結の時までとなります。
3. 当社では、執行役員制度を導入しております。取締役を兼務していない執行役員は、以下のとおりです。

氏名	役職及び担当
鈴木 原	執行役員 担当:総務部、お客さまサービス部、システム部
成相 衆治	執行役員 担当:経理部、財務部、数理部

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### ①マニフェストを基軸とした企業統治

当社では、「正直に経営し、わかりやすく、シンプルで安く便利な商品・サービスの提供を追求する」というマニフェストの徹底を経営の柱と位置付けており、これに基づき、コンプライアンスとリスク管理を重視した経営組織体制を構築しております。また、この考え方を適切に実現するために、内部統制に関する基本的な考え方や取組方針等を、内部統制システムに関する基本方針として定めております。

#### ②企業統治の体制等

当社では、独立した内部監査部門や監査役会の設置に加え、社外取締役及び社外監査役の選任、コンプライアンスを統括するチーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）の設置、執行役員制度、アドバイザリーボード及び各種委員会の設置等により、社外の視点も取り入れた重層的かつ実効的なコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。

#### (a) 取締役会

当社は、取締役会において経営の重要な意思決定及び業務執行の監督を行っており、取締役数は7名です（2014年6月18日現在）。経営監督機能の一層の強化を図るため、業務執行から独立した立場である社外取締役を3名選任しております。なお、取締役会は原則毎月開催し、必要に応じて臨時に開催することとしております。

#### (b) 監査役会

監査役会規則に基づき、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議、決議をしており、監査役数は4名（うち社外監査役は3名）です（2014年6月18日現在）。各監査役は、監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や、取締役、各部門へのヒアリング、業務及び財産の状況の調査に加え、会計監査人及び内部監査部門等から報告を受けるなど緊密な連携を保ち、取締役の業務執行を監督しております。

#### (c) 社外取締役、社外監査役の人数及び当社との関係等

当社は、社外取締役3名、社外監査役3名を選任しております。当社では、社外の視点を踏まえた実効的なコーポレート・ガバナンスの構築を目的に、社外取締役及び社外監査役は、経営者としての豊富な経験、金融・会計・法律に関する高い見識、行政機関における経験等に基づき、客観性、中立性ある助言及び取締役の職務執行の監督を期待しております。

社外取締役は、内部監査部門の内部監査実施計画及び内部監査に関する基本方針改定を承認しております。また、取締役会において、「内部監査で発見されたフォローアップ対象とする指摘事項およびその改善状況」の報告を受けることとしております。

社外監査役は、会計監査人からの監査計画及び監査結果に係る説明並びに内部監査部門との業務監査結果等に係る情報交換等の協力態勢を整備しております。

また、当社において、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性について特段の定めはありませんが、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督又は監査といった機能及び役割が期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として、選任しております。

なお、監査役伏見泰治氏は、会社経営及び金融に関する豊富な経験と高い見識を有しております。また、監査役河相董氏は、会社経営及び財務に関する豊富な経験と高い見識を有しております。

#### (d) 執行役員制度

当社は、意思決定・監督と業務執行を分離し意思決定機能強化を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員は取締役会によって選任され、取締役会の決議により定められた分担に従い、業務を執行します。執行役員数は6名（うち取締役との兼務4名）です（2014年6月18日現在）。

#### (e) アドバイザリーボード

当社では、経営全般に対する大所高所からのアドバイスを確保し経営の意思決定に資するため、社外の有識者からなるアドバイザリーボードを設置しております。アドバイザリーボードは原則6ヶ月に1回開催し、その内容は取締役会に報告されております。

(f) 各種委員会

当社では、社内外の叡智を結集し、経営上重要な事項に対し有益な助言を得ることを目的として、支払委員会、マーケティング委員会、資産運用委員会、ALM委員会、システム委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会の7つの委員会を設置しております。このうち支払委員会、マーケティング委員会、資産運用委員会及びシステム委員会は主として業務部門への助言機能を担っております。一方、ALM委員会は主として牽制部門への助言機能を担っております。コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会は、牽制部門への助言機能を担うとともに、代表取締役社長を委員長として、当社のコンプライアンスとリスク管理を統制しております。

(g) 内部監査部門

当社は、代表取締役会長の直属の部門として、被監査部門から独立した監査部（内部監査部門）を設置し2名を配置しております。監査部は、他の業務執行ラインから分離された独立的かつ客観的な立場から内部監査を実施し、業務運営の適切性、リスク管理の有効性、法令遵守の状況などを確認、評価し、改善に関する提言等を行うとともに、業務監査結果を代表取締役会長及び取締役会に報告することとしております。

内部監査部門である監査部は、会計監査人との定期及び随時の会合において、会計監査人より監査の状況や監査結果等について報告を受けるとともに、会計監査人の求めに応じて内部監査の規程、実施状況及び内部監査報告書等を報告する等、緊密に連携しております。

また、監査部は、監査役監査基準にもとづく監査役からの報告要請への対応、内部監査実施報告書の報告など、監査役とも密に連携しております。

③内部統制システムの整備状況

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」を制定し、取締役会において決定された重要事項に関する業務執行が適切に行われることを担保するため、経営機構、職務分掌、行動規範等に係る社内規程類（取締役会規則、職務権限規程、コンプライアンス・プログラム等）を定め、運用しております。特に、コンプライアンス及びリスク管理についてはその重要性に鑑み、「コンプライアンス委員会」及び「リスク管理委員会」を設置し、内部統制の体制整備・運営の推進を図っております。

また、取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、内部統制システムに関する基本方針の中で以下を整備することを定めております。

1. 法令等遵守に係る基本方針及び遵守基準を制定し、コンプライアンス委員会の場を活用するなどして、当社の役員・社員がこの行動規範に則り事業活動のすべての局面においてコンプライアンス（法令遵守）を最優先するよう周知徹底を図る。
2. コンプライアンスを統括する部署（法務部）を設置するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、当社のコンプライアンス推進のための重要事項について専門的な見地又は全社横断的な見地から助言を行う。
3. CCO（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）を設け、CCOには取締役を充てることできる。
4. コンプライアンス・マニュアルを作成し、役員・社員が遵守すべき法令及び社内ルール等に関する研修を実施し、コンプライアンスの継続的な周知徹底を図る。
5. 法令又は社内規程の違反が生じた場合の報告体制を整備する。
6. 代表取締役会長の直属の部門として、被監査部門から独立した監査部を設置し、経験に富む専任の部長を配置して、実効性のある内部監査を実施する。

#### ④コンプライアンス体制の整備状況

当社は、法令・定款等を遵守し、誠実に行動し、倫理を大切にすることが、公共性の高い生命保険事業を営む上での大前提であることをマニフェストにおいて定め、それを徹底するため、マーケティング、顧客サービス、資産運用その他すべての事業運営においてコンプライアンスを推進しております。

コンプライアンスに関する当社の企業行動の基本方針は以下のとおりです。本基本方針に加えて、コンプライアンス・マニュアル、コンプライアンス・プログラムをそれぞれ策定した上で、社内研修等の徹底により、法令遵守の周知徹底を図っております。

1. 法令等の遵守	お客さまと社会からの信頼を確保するために、全役員・職員がまず法令その他の社会的諸ルールを遵守することを基本にすえて、経営目標を追求します。
2. 保険募集の適正とお客さまへの保険サービスの徹底	当社の募集方針を厳格に遵守・遂行することを通じて、実現します。
3. 適切な資産運用	お客さまの期待にお応えできるよう安全性・健全性を優先した、資産運用を行います。
4. ディスクロージャーの推進	経営内容の透明性を高める観点から、定期的に積極的な情報開示を行います。
5. 人権の尊重	お客さまをはじめ、当社の役員・職員一人一人の人権を尊重します。
6. 反社会的勢力への厳格な対応	社会秩序を乱す反社会的な勢力に対しては、毅然たる態度で立ち向かいます。
7. 違反行為の防止努力	法令等の遵守には、万全の態勢で取り組みますが、万が一、違反行為が発見された場合には、原因究明を徹底すると同時に再発防止に全力をつくします。

また、当社では、コンプライアンス体制の整備や推進状況等を協議・フォローする組織横断的な機関として、「コンプライアンス委員会」を設置しております。コンプライアンス委員会は、原則3ヶ月に1回開催し、その内容は取締役会に報告されております。

#### ⑤リスク管理体制の整備状況

当社では生命保険会社としての業務の健全性及び適切性の観点からリスク管理体制の整備・確立が経営上極めて重要であると認識し、リスク管理のために内部規程を制定し、社内の組織体制の確立を率先して行うことにより各リスクの評価・改善体制を整備しております。

具体的には、リスク管理に関する基本方針において、当社が管理すべきリスクを、保険引受リスク、資産運用リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスクと規定しています。また、統合的リスク管理規程において、各リスクの一次リスク管理部門を定め、リスク管理部が二次リスク管理部門として、リスクを統括するものとしています。当社のリスク管理は、原則として計量化できるものについてはVaRリミットを設定して管理し、計量化できないものについては想定し得るリスクシナリオを考え、当社の事業に与える影響の大きいリスクから優先して対応するものとしております。その上で、リスク管理部は、計量化手法の限界及び弱点を十分に認識した上で、リスク管理の高度化に向けた不断の努力を行い、計量化できるリスクの範囲を広げるものとしています。

また、当社では、総合的なリスク管理を行うためには、組織横断的な取り組みが有効との考えに基づき、関係役員・部門長等で構成される「リスク管理委員会」を設置しております。

さらに、生命保険会社にとっては、資産負債総合管理がリスク管理の要諦になるとの認識に立脚し、これとは別に社外の有識者を含む「ALM<sup>※</sup>委員会」を設けております。ALM委員会には、関係役職員の他、金融・経済の専門家で、リスク管理に深い見識を持つ平野英治氏（トヨタファイナンシャルサービス株式会社特別顧問）、川北英隆氏（京都大学大学院経営管理研究部教授）、松山直樹氏（明治大学理工学部数学科教授）の3氏が参画しております。

※ Asset Liability Management（資産・負債の総合管理）



⑦役員報酬

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	97	97	—	—	—	4
監査役 (社外監査役を除く)	20	20	—	—	—	1
社外役員	24	24	—	—	—	6

⑧役員報酬の内容及び決定方針

当社取締役 (社外取締役を含む) の役員報酬は、定額報酬のみで構成されております。これら報酬の水準は、業績等に応じて設定することとしております。

監査役 (社外監査役を含む) の役員報酬については定額報酬で構成しており、報酬の水準は第三者による国内企業経営者の報酬に関する調査等を活用し、設定することとしております。

⑨公認会計士の氏名等

会社法監査及び金融商品取引法監査について有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しております。当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりです。

(a) 当社の監査業務を執行した公認会計士の氏名

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員・業務執行社員 公認会計士 貞廣 篤典

指定有限責任社員・業務執行社員 公認会計士 森本 洋平

いずれの指定有限責任社員・業務執行社員も継続監査年数は7年以内です。

(b) 会計監査業務に係る補助者

公認会計士6名、その他8名

⑩株主総会の決議要件

当社の定款において定める事項は、以下のとおりです。

(a) 株主総会決議事項を取締役会決議としている事項

○取締役及び監査役の責任免除

取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できることを目的として、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役 (取締役であった者を含む) 及び監査役 (監査役であった者を含む) の同法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

○自己株式の取得

資本政策の機動性を確保することを目的として、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

○剰余金の配当

資本政策の機動性を確保することを目的として、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、取締役会の決議によって定める旨及び「期末配当の基準日は、毎年3月31日」とし、「中間配当の基準日は、毎年9月30日」とする旨を定款に定めております。

(b) 株主総会の特別決議要件の変更

株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定めております。

⑪取締役の定数

当社は、定款において、取締役を11名以内とすることを定めております。

⑫取締役の選任決議

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定めております。また、累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑬責任限定契約

社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有能な人材を招聘できるよう、当社は、社外取締役及び社外監査役と、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める取締役及び監査役の最低責任限度額としております。

⑭株式保有の状況

(a) 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

銘柄数	2銘柄
貸借対照表計上額の合計額	970百万円

(b) 上記(a)の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

前事業年度末

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
株式会社アドバンスクリエイト	175,000	174	生命保険のインターネット販売における協調等を目的とした業務提携による関係強化

当事業年度末

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
株式会社アドバンスクリエイト	175,000	206	生命保険のインターネット販売における協調等を目的とした業務提携による関係強化
教保ライフプラネット生命保険株式会社(韓国)	1,632,000	764	韓国における収益機会及び海外事業展開に係る知見・ノウハウの獲得

(c) 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
24	—	24	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

(前事業年度)

当社は、監査法人に対する監査報酬額について、2012年8月22日開催の監査役会において、当社の事業規模の観点から合理的監査日数を勘案した上で同意するとともに、当社定款に基づき、2012年9月19日開催の取締役会において決議しております。

(当事業年度)

当社は、監査法人に対する監査報酬額について、2013年7月17日開催の監査役会において、当社の事業規模の観点から合理的監査日数を勘案した上で同意するとともに、当社定款に基づき、2013年8月9日開催の取締役会において決議しております。

## 第5【経理の状況】

### 1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づき、同規則及び「保険業法施行規則」（平成8年大蔵省令第5号）に基づいて作成しております。

なお、当事業年度（2013年4月1日から2014年3月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2013年4月1日から2014年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

### 3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

### 4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、専門的情報を有する団体等が主催するセミナーに参加しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2013年3月31日)	当事業年度 (2014年3月31日)
資産の部		
現金及び預貯金	353	418
預貯金	353	418
金銭の信託	—	1,000
有価証券	※1 13,488	※1 14,154
国債	7,331	6,636
社債	5,982	6,547
株式	174	206
外国証券	—	764
有形固定資産	※2 97	※2 82
建物	21	12
リース資産	8	5
その他の有形固定資産	68	64
無形固定資産	590	589
ソフトウェア	378	485
ソフトウェア仮勘定	199	72
リース資産	8	29
その他の無形固定資産	2	2
代理店貸	0	0
再保険貸	13	1
その他資産	5,907	4,941
未収金	498	590
前払費用	9	14
未収収益	23	20
預託金	75	75
仮払金	0	0
保険業法第113条繰延資産	5,300	4,240
資産の部合計	20,450	21,188

(単位：百万円)

	前事業年度 (2013年3月31日)	当事業年度 (2014年3月31日)
<b>負債の部</b>		
保険契約準備金	3,544	6,616
支払備金	265	375
責任準備金	3,278	6,240
代理店借	3	4
再保険借	15	19
その他負債	493	356
未払法人税等	3	3
未払金	106	31
未払費用	320	240
預り金	11	10
リース債務	18	34
資産除去債務	32	32
仮受金	0	2
特別法上の準備金	3	6
価格変動準備金	3	6
繰延税金負債	318	250
負債の部合計	4,379	7,252
<b>純資産の部</b>		
資本金	10,484	10,500
資本剰余金	10,484	10,500
資本準備金	10,484	10,500
利益剰余金	△4,978	△7,173
その他利益剰余金	△4,978	△7,173
繰越利益剰余金	△4,978	△7,173
株主資本合計	15,990	13,827
その他有価証券評価差額金	60	89
評価・換算差額等合計	60	89
新株予約権	20	19
純資産の部合計	16,071	13,935
負債及び純資産の部合計	20,450	21,188

## ②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2012年4月1日 至 2013年3月31日)	当事業年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)
経常収益	5,976	7,603
保険料等収入	5,915	7,537
保険料	5,876	7,507
再保険収入	39	30
資産運用収益	51	57
利息及び配当金等収入	51	57
預貯金利息	0	0
有価証券利息・配当金	51	57
金銭の信託運用益	—	0
その他経常収益	9	7
その他の経常収益	9	7
経常費用	5,999	9,861
保険金等支払金	575	1,196
保険金	286	701
給付金	234	423
その他返戻金	0	0
再保険料	54	71
責任準備金等繰入額	1,603	3,072
支払備金繰入額	68	110
責任準備金繰入額	1,535	2,961
資産運用費用	0	0
支払利息	0	0
事業費	※ 4,976	※ 4,131
その他経常費用	1,544	1,461
税金	250	198
減価償却費	228	201
保険業法第113条繰延資産償却費	1,060	1,060
その他の経常費用	4	1
保険業法第113条繰延額	△2,701	—
経常損失 (△)	△23	△2,258
特別損失	1	13
減損損失	—	10
特別法上の準備金繰入額	1	2
価格変動準備金繰入額	1	2
税引前当期純損失 (△)	△24	△2,272
法人税及び住民税	3	3
法人税等調整額	98	△81
法人税等合計	101	△77
当期純損失 (△)	△126	△2,194

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自2012年4月1日 至2013年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	10,478	10,478	10,478	△4,852	△4,852	16,103
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）	6	6	6			13
当期純損失（△）				△126	△126	△126
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）						
当期変動額合計	6	6	6	△126	△126	△112
当期末残高	10,484	10,484	10,484	△4,978	△4,978	15,990

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	35	35	20	16,159
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）				13
当期純損失（△）				△126
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	24	24	－	24
当期変動額合計	24	24	－	△88
当期末残高	60	60	20	16,071

当事業年度（自2013年4月1日 至2014年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	10,484	10,484	10,484	△4,978	△4,978	15,990
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）	15	15	15			31
当期純損失（△）				△2,194	△2,194	△2,194
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）						
当期変動額合計	15	15	15	△2,194	△2,194	△2,163
当期末残高	10,500	10,500	10,500	△7,173	△7,173	13,827

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	60	60	20	16,071
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）				31
当期純損失（△）				△2,194
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	28	28	△0	28
当期変動額合計	28	28	△0	△2,135
当期末残高	89	89	19	13,935

## ④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2012年4月1日 至 2013年3月31日)	当事業年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純損失 (△)	△24	△2,272
減価償却費	228	201
減損損失	—	10
支払備金の増減額 (△は減少)	68	110
責任準備金の増減額 (△は減少)	1,535	2,961
価格変動準備金の増減額 (△は減少)	1	2
利息及び配当金等収入	△51	△57
支払利息	1	0
代理店貸の増減額 (△は増加)	△0	0
再保険貸の増減額 (△は増加)	△12	11
その他資産 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は増加)	△1,785	963
代理店借の増減額 (△は減少)	0	0
再保険借の増減額 (△は減少)	4	3
その他負債 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は減少)	△116	△79
その他	△17	△0
小計	△168	1,859
利息及び配当金等の受取額	137	122
利息の支払額	△0	△0
法人税等の支払額	△3	△3
営業活動によるキャッシュ・フロー	△35	1,976
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
金銭の信託の増加による支出	—	△1,000
有価証券の取得による支出	△18,323	△15,806
有価証券の売却・償還による収入	18,600	15,120
資産運用活動計	276	△1,686
営業活動及び資産運用活動計	240	290
有形固定資産の取得による支出	△60	△45
無形固定資産の取得による支出	△249	△200
投資活動によるキャッシュ・フロー	△33	△1,933
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
新株予約権の行使による株式の発行による収入	13	30
リース債務の返済による支出	△18	△8
財務活動によるキャッシュ・フロー	△5	22
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△75	65
現金及び現金同等物の期首残高	428	353
現金及び現金同等物の期末残高	※ 353	※ 418

## 【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法（現金及び預貯金、買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）
  - (1) 満期保有目的の債券  
移動平均法による償却原価法（定額法）を採用しております。
  - (2) 子会社株式及び関連会社株式  
移動平均法による原価法を採用しております。
  - (3) その他有価証券  
時価のあるものについては、3月末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）  
定率法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建物 5～8年  
その他の有形固定資産 5～10年
  - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）  
自社利用ソフトウェアの減価償却は、利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
  - (3) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。
3. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。  
全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っております。  
なお、上記の方法に基づいて検討した結果、貸倒引当金は零と算定されたため、当事業年度末において貸倒引当金の計上はしていません。
  - (2) 価格変動準備金  
株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。
5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲  
キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物は、手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

(2) 責任準備金の積立方法

責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については保険業法施行規則第69条第4項第4号の規定に基づいて5年チルメル式により計算しております。

(3) 保険業法第113条繰延資産の処理方法

保険業法第113条の規定に基づき、生命保険会社の免許取得後の最初の5事業年度の間（2009年3月期から2013年3月期まで）に発生した事業費の一部の金額を保険業法第113条繰延資産として計上しております。

保険業法第113条繰延資産の償却額の計算は、同法の規定に基づきその計上事業年度から生命保険会社の免許取得後10年（2018年3月期まで）の間に均等額を償却することとしております。

発生事業年度別残高（償却残年数：4年）

2009年3月期分	242百万円
2010年3月期分	297百万円
2011年3月期分	696百万円
2012年3月期分	1,203百万円
2013年3月期分	1,800百万円

（貸借対照表関係）

※ 1 関係会社の株式は、764百万円（前事業年度末は - 百万円）であります。

※ 2 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

前事業年度 (2013年3月31日)	当事業年度 (2014年3月31日)
166百万円	196百万円

3 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当事業年度末における当社の今後の負担見積額は、58百万円（前事業年度は32百万円）であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

(損益計算書関係)

※ 事業費の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2012年4月1日 至 2013年3月31日)	当事業年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)
	(百万円)	(百万円)
営業活動費		
募集代理店経費	36	45
選択経費	4	2
営業活動費小計	41	48
営業管理費		
広告宣伝費	2,542	1,595
営業管理費小計	2,542	1,595
一般管理費		
人件費	966	1,012
物件費	1,422	1,470
負担金	3	5
一般管理費小計	2,393	2,487
合計	4,976	4,131

(注) 1 一般管理費・物件費の主なものは、保険事務・システム等の契約の維持・管理に際して必要な経費等があります。

2 負担金は、保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する負担金であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自2012年4月1日 至2013年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注)	42,057,000	28,000	—	42,085,000
合計	42,057,000	28,000	—	42,085,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 普通株式の株式数の増加28,000株は、新株予約権の行使によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末 残高 （百万円）
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度末	
2007年新株予約権	普通株式	1,000,000	—	—	1,000,000	20
ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	—

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自2013年4月1日 至2014年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）	42,085,000	90,000	—	42,175,000
合計	42,085,000	90,000	—	42,175,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

（注）普通株式の株式数の増加90,000株は、新株予約権の行使によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末 残高 （百万円）
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度末	
2007年新株予約権	普通株式	1,000,000	—	30,000	970,000	19
ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	—

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

※ 現金及び現金同等物の期末残高は、貸借対照表に掲記されている現金及び預貯金と同額であります。

（リース取引関係）

（借主側）

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主としてサーバー等事務機器であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

生命保険業を営む当社にとって、将来の保険金及び給付金等の支払いに備えるため保険料積立金（責任準備金の一部）として蓄積された資金を様々な金融商品によって効率的に運用する業務は、保険業務（保険の販売・引受・維持管理等）と並ぶ固有の業務であります。なぜなら、契約者の皆さまからいただく生命保険料は予定利率という形で資金の運用をその計算基礎の中に織り込んでいるためであります。

そのため、元本及び予定利息の確保を最優先しております。現時点では、株式、不動産への投資を行わず、国債などの高格付けの円建て公社債中心の安全運用を行いつつ、元本及び予定利息を確保しております。ただし、資本業務提携目的で株式会社アドバンスクリエイトの株式、韓国の教保生命保険株式会社と合併で設立した教保ライフプラネット生命保険株式会社の株式を保有しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

生命保険会社の資産運用に係るリスクとしては、①市場リスク、②信用リスク、③不動産投資リスクに大別されます。また、①市場リスクについては、(a) 金利リスク、(b) 価格変動リスク、(c) 為替リスクに細分化されます。

当社が保有する金融商品は主として円建て債券と預金であり、当社が考慮すべきリスクは、上記のリスクのうち、① (a) 金利リスク、① (b) 価格変動リスク、②信用リスクとなります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社では、総合的なリスク管理を行うためには、組織横断的な取り組みが有効と考えており、関係役員で構成されるリスク管理委員会（リスク管理全般を所管）を設けております。加えて、外部の金融・経済の有識者も参画するALM委員会、資産運用委員会を定期的に開催し金融商品に係る各種リスクの把握に努めております。

①市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

通常、生命保険会社は、負債の特性に応じて適切な資産配分を行うALM（Asset Liability Management：資産負債の総合管理）の考え方にに基づき資産運用を行います。しかし、当社は開業後6年しか経過していないことに加え、掛け捨て及び保障性の商品が中心であるため、資産と負債の金利又は期間のミスマッチを要因として発生する金利リスクが及ぼす当社への影響は非常に限定的であります。このため、当社は資産と負債のミスマッチ・リスクを受容し、リスク管理部において、資産と負債のギャップ分析や金利感応度分析等を行うことで、金利リスクが当社に与える影響が限定的であることをモニタリングしております。

今後は、保険料積立金の増加に応じてALMを考慮した資産運用を行う方針であります。

(b) 価格変動リスクの管理

当社は、取締役会が定める資産運用リスク管理に関する基本方針において、バリュー・アット・リスク等を用いたリスク・リミットを定め、リスク管理部が定期的にリスク・リミットを超えていないことを検証することで、価格変動リスクの管理を行っております。これらの情報は、リスク管理部が一元的に管理し、定期的に取締役会等へ報告しております。

②信用リスクの管理

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、取締役会が定めるリスク・リミットに基づき、リスク管理部において、格付等の信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2013年3月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預貯金	353	353	—
(2) 有価証券	13,488	13,509	20
満期保有目的の債券	8,007	8,028	20
その他有価証券	5,480	5,480	—
(3) その他資産 未収金	498	498	—

当事業年度（2014年3月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預貯金	418	418	—
(2) 金銭の信託	1,000	1,000	—
(3) 有価証券	13,390	13,383	△6
満期保有目的の債券	7,591	7,585	△6
その他有価証券	5,798	5,798	—
(4) その他資産 未収金	590	590	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに金銭の信託及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預貯金

当社は、満期がない預金のみ保有しており、それらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

金銭の信託における信託財産の構成物の時価は、2014年3月末日の取引所又は取引先金融機関から入手した価格等によっております。また、保有目的ごとの金銭の信託に関する事項については、注記事項「(金銭の信託関係)」をご参照下さい。

(3) 有価証券

有価証券の時価は、2014年3月末日（前事業年度末は2013年3月末日）の取引所又は取引先金融機関から入手した価格等によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「(有価証券関係)」をご参照下さい。

(4) その他資産 未収金

未収金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (2013年3月31日)	当事業年度 (2014年3月31日)
関連会社株式	—	764

関連会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2013年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預貯金	353	—	—	—
有価証券				
満期保有目的の債券	4,400	3,500	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	800	4,300	100	—
その他資産 未収金	498	—	—	—
合計	6,051	7,800	100	—

当事業年度（2014年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預貯金	418	—	—	—
有価証券				
満期保有目的の債券	2,970	3,100	100	1,300
其他有価証券のうち満期があるもの	300	5,000	200	—
其他資産 未収金	590	—	—	—
合計	4,279	8,100	300	1,300

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

前事業年度（2013年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	公社債			
	国債	2,062	2,073	10
	社債	2,244	2,255	10
	小計	4,307	4,328	21
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	公社債			
	国債	3,399	3,399	△0
	社債	300	300	△0
	小計	3,700	3,700	△0
合計		8,007	8,028	20

当事業年度（2014年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	公社債			
	国債	2,546	2,556	10
	社債	2,204	2,213	9
	小計	4,750	4,770	20
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	公社債			
	国債	2,741	2,714	△26
	社債	100	100	△0
	小計	2,841	2,814	△26
合計		7,591	7,585	△6

3. 子会社株式及び関連会社株式

関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額は一百万円、当事業年度の貸借対照表計上額は764百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

4. その他有価証券

前事業年度（2013年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	公社債			
	国債	1,868	1,860	8
	社債	2,838	2,828	10
	株式	174	100	73
	小計	4,881	4,789	92
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	公社債			
	国債	—	—	—
	社債	598	604	△5
	株式	—	—	—
	小計	598	604	△5
合計		5,480	5,393	86

当事業年度（2014年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	公社債			
	国債	1,349	1,343	5
	社債	3,742	3,724	18
	株式	206	100	105
	小計	5,297	5,168	129
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	公社債			
	国債	—	—	—
	社債	500	501	△0
	株式	—	—	—
	小計	500	501	△0
合計		5,798	5,669	128

(金銭の信託関係)

その他の金銭の信託 (運用目的、満期保有目的及び責任準備金対応以外)

前事業年度 (2013年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (2014年3月31日)

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	1,000	1,000	—	—	—

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2007年ストック・オプション	2010年ストック・オプション	2012年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社従業員 12名	当社取締役 1名 当社従業員 39名	当社従業員 29名
株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注)	普通株式 1,000,000株	普通株式 464,000株	普通株式 190,000株
付与日	2007年12月27日	2010年1月25日	2012年1月27日
権利確定条件	定め無し	付与日から行使時に至るまで、当社の取締役若しくは監査役又は使用人の地位を有していることを要する。	付与日から行使時に至るまで、当社の取締役若しくは監査役又は使用人の地位を有していることを要する。
対象勤務期間	定め無し	定め無し	定め無し
権利行使期間	2009年12月27日から 2017年12月21日まで	2012年1月25日から 2019年12月24日まで	2014年1月27日から 2022年1月25日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2007年及び2010年ストック・オプションについては、2012年1月24日付株式分割 (1株につき1,000株の割合) による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2014年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	2007年ストック・オプション	2010年ストック・オプション	2012年ストック・オプション
権利確定前（株）			
前事業年度末	—	—	174,000
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	174,000
未確定残	—	—	—
権利確定後（株）			
前事業年度末	744,000	414,000	—
権利確定	—	—	174,000
権利行使	60,000	—	—
失効	18,000	12,000	16,000
未行使残	666,000	402,000	158,000

(注) 2007年及び2010年ストック・オプションについては、2012年1月24日付株式分割（1株につき1,000株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

②単価情報

	2007年ストック・オプション	2010年ストック・オプション	2012年ストック・オプション
権利行使価格（円）	400	600	1,000
行使時平均株価（円）	607	—	—
付与日における 公正な評価単価（円）	—	—	—

(注) 2007年及び2010年ストック・オプションについては、2012年1月24日付株式分割（1株につき1,000株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

4. 当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額

16百万円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

12百万円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前事業年度 (2013年3月31日)	当事業年度 (2014年3月31日)
	(百万円)	(百万円)
繰延税金資産		
繰越欠損金	2,881	3,170
減価償却超過額	115	108
保険契約準備金	88	117
資産除去債務	9	9
その他	26	25
繰延税金資産小計	3,122	3,431
評価性引当額	△1,714	△2,334
繰延税金資産合計	1,407	1,096
繰延税金負債との相殺	△1,407	△1,096
繰延税金資産の純額	—	—
繰延税金負債		
保険業法第113条繰延資産	△1,685	△1,305
その他有価証券評価差額金	△26	△39
支払リース料	△10	—
その他	△3	△2
繰延税金負債合計	△1,726	△1,347
繰延税金資産との相殺	1,407	1,096
繰延税金負債の純額	△318	△250

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度における法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異については、税引前当期純損失を計上したため記載しておりません。

3. 「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が2014年3月31日に公布され、2014年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、2014年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の33.33%から30.78%になります。この税率変更により、繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)は3百万円減少しており、法人税等調整額が同額減少しております。

(持分法損益等)

	前事業年度 (2013年3月31日)	当事業年度 (2014年3月31日)
関連会社に対する投資の金額	— 百万円	764 百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	—	686
	前事業年度 (自2012年4月1日 至2013年3月31日)	当事業年度 (自2013年4月1日 至2014年3月31日)
持分法を適用した場合の投資損失の金額(△)	— 百万円	△122 百万円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、生命保険事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスの区分が単一であるため、製品及びサービスごとの記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

経常収益全体に占める本邦の割合及び有形固定資産全体に占める本邦の割合が、いずれも90%を超えているため、地域ごとの情報の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で損益計算書の経常収益の10%を占めるものがないため、主要な顧客ごとの記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自2012年4月1日 至2013年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自2013年4月1日 至2014年3月31日）

当社は、生命保険事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度（自2012年4月1日 至2013年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自2013年4月1日 至2014年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万KRW)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	教保ライフプラネット生命保険株	韓国ソウル	32,000	生命保険業	(所有) 直接 34.0%	海外展開に伴う出資 役員の兼任	出資の引受 (注)	764	—	—

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

教保ライフプラネット生命保険株式会社の設立に伴い、当社が出資の引受を行ったものであります。

2. 2014年5月28日付けで、議決権の所有割合は、25.5%となりました。

- (2) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等  
前事業年度（自2012年4月1日 至2013年3月31日）  
該当事項はありません。

当事業年度（自2013年4月1日 至2014年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在 地	資本金又 は出資金 (百万 円)	事業の内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (百万 円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	岩瀬大輔	—	—	当社代表取締役 役社長兼COO	(被所有) 直接 0.0%	—	新株予約権 の行使 (注)	15	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

2007年5月7日及び2007年11月8日開催の臨時株主総会決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しています。なお、「取引金額」欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2012年4月1日 至 2013年3月31日)	当事業年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)
1株当たり純資産額	381.40円	329.96円
1株当たり当期純損失金額(△)	△3.00円	△52.11円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2012年4月1日 至 2013年3月31日)	当事業年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)
当期純損失金額(△) (百万円)	△126	△2,194
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純損失(△) (百万円)	△126	△2,194
期中平均株式数(株)	42,073,737	42,122,874
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権4種類 (新株予約権の数176,158個)	新株予約権4種類 (新株予約権の数160,038個)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## ⑤【附属明細表】

## 【事業費明細表】

区分	金額（百万円）
営業活動費	48
募集代理店経費	45
選択経費	2
営業管理費	1,595
広告宣伝費	1,595
一般管理費	2,487
人件費	1,012
物件費	1,470
負担金	5
合計	4,131

(注) 1. 一般管理費・物件費の主なものは、保険事務・システム等の契約の維持・管理に際して必要な経費等があります。

2. 負担金は、保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する負担金であります。

## 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	95	5	—	101	88	13	12
リース資産	26	—	19	7	1	3	5
その他の有形固定資産	141	30	1	171	106	35	64
有形固定資産計	263	35	20	279	196	51	82
無形固定資産							
ソフトウェア	821	252	—	1,073	588	145	485
ソフトウェア仮勘定	199	134	261 (10)	72	—	—	72
リース資産	9	25	—	34	5	4	29
その他の無形固定資産	5	—	—	5	2	0	2
無形固定資産計	1,036	411	261 (10)	1,186	596	150	589
繰延資産							
保険業法第113条繰延資産	7,475	—	—	7,475	3,234	1,060	4,240
繰延資産計	7,475	—	—	7,475	3,234	1,060	4,240

(注) 1. 当期減少額の（ ）は内数で、減損損失を計上した固定資産に係る取得原価であります。

2. ソフトウェア仮勘定の増加は、主に保険関連システムに係る仕組構築によるものであります。

3. ソフトウェア仮勘定の減少は、主にソフトウェアの完成に伴う振替によるものであります。

## 【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

借入金等としてはリース債務がありますが、その当事業年度期首及び当事業年度末における金額は当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の規定により記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
価格変動準備金	3	2	—	—	6

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額は、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末（2014年3月31日現在）における主な資産及び負債の内容は、次のとおりです。

①現金及び預貯金

区分	金額（百万円）
現金	—
預貯金	
普通預金	418
小計	418
合計	418

②有価証券

(a) 有価証券の種類別内訳

区分	当期首 残高 (百万円)	当期 増加額 (百万円)	当期 減少額 (百万円)	評価益に よる純増加 (百万円)	評価損に よる純減少 (百万円)	評価差額金に よる純増減 (百万円)	当期末 残高 (百万円)
国債	7,331	13,345	14,036	—	—	△2	6,636
社債	5,982	1,697	1,145	—	—	12	6,547
株式	174	—	—	—	—	32	206
外国証券	—	764	—	—	—	—	764
合計	13,488	15,807	15,182	—	—	41	14,154

(b) 業種別株式保有明細表

区分		金額（百万円）	占率（%）
金融・保険業	保険業	206	100.0

(注) 区分は証券コード協議会の業種別分類項目に準拠しております。

③保険契約準備金

(a) 支払備金

区分	当期末残高 (百万円)
個人保険	375
個人年金保険	—
団体保険	—
団体年金保険	—
その他の保険	—
合計	375

(b) 責任準備金

区分	当期末残高 (百万円)
個人保険	6,240
個人年金保険	—
団体保険	—
団体年金保険	—
その他の保険	—
合計	6,240

(3) 【その他】

① 当事業年度における四半期情報

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
経常収益 (百万円)	1,803	3,660	5,607	7,603
税引前四半期 (当期) 純損失金額 (△) (百万円)	△633	△1,166	△1,590	△2,272
四半期 (当期) 純損失金額 (△) (百万円)	△624	△1,147	△1,561	△2,194
1株当たり四半期 (当期) 純損失金額 (△) (円)	△14.83	△27.26	△37.08	△52.11

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失金額 (△) (円)	△14.83	△12.43	△9.83	△15.02

② 決算日後の状況

特記事項はありません。

③ 訴訟

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了の日の翌日から3カ月以内
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り  取扱場所  株主名簿管理人  取次所  買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社  —  株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。 <a href="http://ir.lifenet-seimei.co.jp/">http://ir.lifenet-seimei.co.jp/</a> ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第7期）（自 2012年4月1日 至 2013年3月31日）2013年6月19日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2013年6月19日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第8期第1四半期）（自 2013年4月1日 至 2013年6月30日）2013年8月14日関東財務局長に提出

（第8期第2四半期）（自 2013年7月1日 至 2013年9月30日）2013年11月14日関東財務局長に提出

（第8期第3四半期）（自 2013年10月1日 至 2013年12月31日）2014年2月14日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2013年5月7日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書です。

2013年6月25日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書です。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年6月18日

ライフネット生命保険株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 貞廣 篤典 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森本 洋平 ㊞

## <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているライフネット生命保険株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ライフネット生命保険株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### <内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ライフネット生命保険株式会社の平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、ライフネット生命保険株式会社が平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。